

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0009
提出年月日	2022年11月16日

女川原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料
(添付1-1 先行BWRプラントとの比較表)

2022年11月
東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表題、設備名稱の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉 変更前	女川2号炉 変更後	差異理由
添付1 原子炉がスクラムした場合の 運転操作基準 (第77条関連)	添付1 – 1 原子炉がスクラムした場合の 運転操作手順 (第78条関連)	添付1 – 1 原子炉がスクラムした場合の 運転操作手順 (第78条関連)	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	原子炉がスクランムした場合の運転操作基準（7号炉）	女川2号炉 変更前	女川2号炉 変更後	差異理由
原子炉がスクランムした場合の運転操作基準（7号炉）	原子炉は原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持することおよび発電所外への放射能の放出を防止するため格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関する、以下の運転操作手順について定める。 なお、この操作手順については、監視操作の省略による保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。また、添付1-3「重大事故等および大規模構造に対する実施基準」の重実施基準の発生および拡大防止に必要な措置等に該当した場合に使用する。	原子炉は原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持することおよび発電所外への放射能の放出を防止するため格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関する、以下の運転操作手順について定める。 なお、この操作手順については、発電課長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。また、添付1-3「重大事故等および大規模構造に対する実施基準」の重実施基準の発生および拡大防止に必要な措置等に該当した場合に使用する。	原子炉がスクランムした場合の運転操作手順（2号炉）	【女川】 添付1-3の手順を使用することの明確化

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川 2号炉 変更前

事象発生

第14条で定める前から導入される場合がある。

※原子炉がスクラムする前の前から導入される場合がある。

各制御番号及び名称	添付1表番号	添付3表番号
1 原子炉制御	—	—
(1) スクラム	1	—
(2) 反応度制御	2	1, 2, 3, 4
(3) 水位確保	3	2, 4
(4) 減圧冷却却	4	2, 3, 4
2. 格納容器制御*	—	—
(1) 格納容器圧力制御	5	2, 3, 4, 5, 6
(2) ドライウェル温度制御 → 表6	6	6
(3) サブレッシュンブール温度制御 → 表8	7	6
(4) サブレッシュンブール水位制御 → 表8	8	6
(5) 格納容器水素濃度制御 → 表9	9	6
3 不測事態	—	—
(1) 水位回復 → 表10	—	—
(2) 急速減圧 → 表11	—	—
(3) 水位不明 → 表12	—	—
※：原子炉がスクラムする前から導入される場合がある。		

原子炉がスクラムした場合の運転操作手順

1. 原子炉制御
 - (1) スクラム → 表1
 - (2) 反応度制御 → 表2
 - (3) 水位確保 → 表3
 - (4) 減圧冷却却 → 表4
2. 格納容器制御*
 - (1) 格納容器圧力制御 → 表5
 - (2) ドライウェル温度制御 → 表6
 - (3) サブレッシュンブール温度制御 → 表7
 - (4) サブレッシュンブール水位制御 → 表8
 - (5) 格納容器水素濃度制御 → 表9

3 不測事態

- (1) 水位回復 → 表10
- (2) 急速減圧 → 表11
- (3) 水位不明 → 表12

※：原子炉がスクラムする前から導入される場合がある。

事象整定

事象整定

女川 2号炉 変更後

事象発生

第14条で定める前から導入される場合がある。

※原子炉がスクラムする前の前から導入される場合がある。

各制御番号および名称	添付1表番号	添付3表番号	添付1-3 表番号	添付1-3 表番号
1 原子炉制御	—	—	—	—
(1) スクラム	1	—	1	—
(2) 反応度制御	2	1, 2, 3, 4	—	—
(3) 水位確保	3	2, 4	—	—
(4) 減圧冷却却	4	2, 3, 4	—	—
2. 格納容器制御*	—	—	2	1, 2, 3, 4
(1) 格納容器圧力制御	5	2, 3, 4, 5, 6	3	2, 3, 4, 5, 6
(2) ドライウェル温度制御	6	6	4	2, 3, 4
(3) サブレッシュンブール温度制御	7	6	—	—
(4) サブレッシュンブール水位制御	8	6	—	—
(5) 格納容器水素濃度制御	9	6	—	—
3 二次格納容器制御*	—	—	5	2, 3, 4, 5, 6
(1) 原子炉建屋制御	10	2, 3, 4	6	6
(2) 使用燃料フード水位・温度制御	11	11	7	6
4 不測事態	—	—	—	—
(1) 水位回復	12	2, 4	9	6
(2) 急速減圧	13	2, 3, 4	—	—
(3) 水位不明	14	2, 3, 4	—	—
5 電源制御	—	—	10	2, 3, 4
(1) 交流／直流電源供給回復	15	5, 14, 16	11	11

原子炉がスクラムした場合の運転操作手順

第14条で定めるマニュアルに基づく対応	
原子炉がスクラムした場合の運転操作手順	

第14条で定めるマニュアルに基づく対応

原子炉がスクラムした場合の運転操作手順	
原子炉がスクラムした場合の運転操作手順	

差異理由

【女川】

・二次格納容器制御として「原子炉建屋制御」、「使用燃料フード水位・温度制御」、「電源制御」として「電源回復」を新規整備
・添付1-1、添付1-3の紐づけの明確化

原子炉がスクラムした場合の運転操作手順	
原子炉がスクラムした場合の運転操作手順	

事象整定

※原子炉スクラムする前から導入される場合がある。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉 変更前	差異理由
<p>また、当直長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合には、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機および非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不注意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器により系統の健全性および注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できぬ場合は、非常用炉心冷却系を手動作操作してはならぬ。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動作操作が必要となり、手動作停止した場合は、当該系統を必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生した場合は、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを見認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は手動作で閉鎖することを試みる。また、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は、直ちに手動作で閉鎖する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁、原子炉建屋隔離信号が発生した場合には、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行つてはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p>	<p>また、発電課長は、以下の一般的な注意事項について留意する。</p> <p>(1) 原子炉スクラム信号が発生した場合には、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。</p> <p>(2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系、非常用交換電源および非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器により系統の健全性および注入の有無等を確認する。</p> <p>(5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。</p> <p>(6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できぬ場合は、非常用炉心冷却系を手動作操作してはならぬ。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動作操作が必要となり、手動作停止した場合は、当該系統を必ず自動作動できる状態とする。</p> <p>(7) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生した場合は、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを見認する。</p> <p>(8) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は手動作で閉鎖することを試みる。また、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は、直ちに手動作で閉鎖する。</p> <p>(9) 格納容器隔離弁、原子炉建屋隔離信号が発生した場合には、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行つてはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。</p>	<p>【女川】 ガススタービン発電機の追加に伴う見直し</p>

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更点

卷之三

保安規定比較表

小字：記載表現、**略字**：記載表現、**用語**：記載表現、**相違**（誤記方との相違）

下線：旧支から変更点

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
上線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

女川原子力発電所 2号炉 変更前

C. 原子炉圧力	女川原子力発電所 2号炉 変更後	女川原子力発電所 2号炉 変更前
<p>【C. 原子炉圧力】</p> <ul style="list-style-type: none">・原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。・原子炉圧力制御が正常でない場合又は復水器が使用不能である場合は、主復水器が使用可能であることを確認する。・原子炉圧力制御が正常でない場合又は復水器が使用不能である場合は、主復水器が使用可能であることを確認する。・原子炉圧力制御が正常でない場合は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。・主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、「サプレッショントーピール水温制御」へ移行する。・主蒸気隔離弁が開の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができる場合、「減圧冷却」へ移行する。・主蒸気隔離弁が開の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができる場合、「減圧冷却」へ移行する。・主蒸気隔離弁が開の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができる場合、「減圧冷却」へ移行する。・主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を確認する。・主蒸気逃がし安全弁を開するため、残留熱除去系によるサブレッショントーピール冷却を行う。・原子炉圧力がタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的監視する。<u>また、主蒸気逃がし安全弁で制御している場合は、主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。</u>・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。	<p>【C. 原子炉圧力】</p> <ul style="list-style-type: none">・原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。・主復水器が使用可能であることを確認する。・原子炉圧力制御が正常でない場合又は復水器が使用不能である場合は、主復水器が使用可能であることを確認する。・原子炉圧力制御が正常でない場合は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。・主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、「一次格納容器制御」「サプレッショントーピール水温制御」へ移行する。・主蒸気隔離弁が開の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができる場合、「減圧冷却」へ移行する。・主蒸気隔離弁が開の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができる場合、「減圧冷却」へ移行する。・主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を確認する。・主蒸気逃がし安全弁を開するため、残留熱除去系によるサブレッショントーピール冷却を行う。・原子炉圧力がタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的監視する。<u>また、主蒸気逃がし安全弁で制御している場合は、主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。</u>・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。	<p>【C. 原子炉圧力】</p> <ul style="list-style-type: none">・原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。・主復水器が使用可能であることを確認する。・原子炉圧力制御が正常でない場合又は復水器が使用不能である場合は、主復水器が使用可能であることを確認する。・原子炉圧力制御が正常でない場合は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。・主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、「一次格納容器制御」「サプレッショントーピール水温制御」へ移行する。・主蒸気隔離弁が開の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができる場合、「減圧冷却」へ移行する。・主蒸気隔離弁が開の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができる場合、「減圧冷却」へ移行する。・主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を確認する。・主蒸気逃がし安全弁を開するため、残留熱除去系によるサブレッショントーピール冷却を行う。・原子炉圧力がタービンバイパス弁または主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的監視する。<u>また、主蒸気逃がし安全弁で制御している場合は、主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。</u>・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
上線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

女川原子力発電所 2号炉 変更前

E. モニタ確認	F. 復旧	G. 格納容器制御への導入	H. 二次格納容器制御への導入
<ul style="list-style-type: none"> 各種放射線モニタの指示を確認する。 各種放射線モニタの指示に異常が確認された場合は、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 	<p>E. モニタ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種放射線モニタの指示を確認する。 各種放射線モニタの指示の異常が確認された場合、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 <p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 原子炉圧力等の主要パラメータが整定していることを確認する。 	<p>E. モニタ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種放射線モニタの指示を確認する。 各種放射線モニタの指示の異常が確認された場合、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 <p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 原子炉圧力等の主要パラメータが整定していることを確認する。 	<p>E. モニタ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種放射線モニタの指示を確認する。 各種放射線モニタの指示の異常が確認された場合、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 <p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 原子炉圧力等の主要パラメータが整定していることを確認する。
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 原子炉圧力等の主要パラメータが整定していることを確認する。 	<p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 原子炉圧力等の主要パラメータが整定していることを確認する。 <p>G. 格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉再循環ポンプが停止した場合、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 原子炉を冷温停止する。 <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） 	<p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔壁弁を開ける。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁等で原子炉減圧する。 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 ① 主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔壁弁を開ける。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁等で原子炉減圧する。 スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 原子炉再循環ポンプが停止した場合、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 原子炉を冷温停止する。 <p>G. 格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） 	<p>F. 復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 主蒸気隔壁弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔壁弁を開ける。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁等で原子炉減圧する。 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。 ① 主蒸気隔壁弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔壁弁を開ける。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁等で原子炉減圧する。 スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。 原子炉再循環ポンプが停止した場合、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 原子炉を冷温停止する。 <p>G. 格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） <p>H. 二次格納容器制御への導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。）

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

表2

女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的 ・スクラム不能異常過渡事象とは、原子炉を安全に停止させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により ①全制御棒が全挿入位置又は同 ②同一水圧制御ユニットに属する ③脱出条件 ・原子炉制御棒が全挿入位置まで挿入され、(2)まで挿入されない場合</p> <p>④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブレッシュプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. <u>原子炉出力</u> ④-1 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定未満の場合には「反応度制御」の制御棒操作を行いつつ、原子炉制御「水位確保」を並行操作する。 ④-2 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定以上でタービンが運転中の場合は、原子炉再循環ポンプをランプ後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。</p> <p>B. <u>ほう酸水注入系</u> ・ほう酸水注入系を起動する。</p> <p>④-3 ・自動減圧系作動阻止スイッチにより自動減圧系の動作を阻止す</p>	<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的 ・スクラム不能異常過渡事象とは、原子炉を安全に停止させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により ①全制御棒が全挿入位置又は同 ②同一水圧制御ユニットに属する ③脱出条件 ・原子炉制御棒が全挿入位置まで挿入され、(2)まで挿入されない場合</p> <p>④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブレッシュプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. <u>反応度制御</u> ④-1 ・全制御棒が全挿入位置まで挿入されず、1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合には、「反応度制御」のほう酸水注入系起動操作および水位制御、制御棒操作、圧力制御を並行操作する。 ④-2 ・原子炉再循環ポンプを停止する。</p> <p>B. <u>ほう酸水注入系</u> ④-3 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを見認する。</p> <p>④-4 ・原子炉冷却材浄化系がサブルッシュポンプへ放出される蒸気量・サブルッシュポンプ水温・水温相關曲線のほう酸水注入系起動領域に入った場合には、(2)までほう酸水注入系を起動する。</p> <p>④-5 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを見認する。</p> <p>④-6 ・(2)までほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了まで(2)までほう酸水注入系を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、(2)までほう酸水注入系を停止する。</p>	<p>【柏崎及び女川】 停止余裕検査で認められた本数を超える制御棒が挿入されない場合を導入条件、挿入された場合を脱出条件とした。以下「差異理由 2-1」と記載</p> <p>【柏崎】 差異理由 1-1</p> <p>【女川】 制御棒の状態はどう酸水注入系を停止した運用に変更</p> <p>【女川】 運用の変更</p> <p>④-1: 「反応度制御」実施時は、他御を追加</p> <p>④-2: 「反応度制御」導入で、(2)までほう酸水注入系を起動</p> <p>④-3: SA 設備である自動減圧系作動阻止スイッチにより自動減圧系の動作を阻止する。</p> <p>④-4: 女川のタービンは自動トリップ回路</p> <p>④-5: ほう酸水注入系の起動判断の変更</p> <p>【柏崎及び女川】 全量注入完了まで(2)までほう酸水注入系を停止する。</p> <p>【柏崎】 記載の適正化</p> <p>【柏崎及び女川】 ほう酸水注入系は自</p> <p>【柏崎】 記載の適正化</p> <p>【柏崎】 記載の充実化</p>
<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的 ・スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により ①全制御棒が全挿入位置又は同 ②同一水圧制御ユニットに属する ③脱出条件 ・原子炉制御棒が全挿入位置により ①本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入され、(2)まで挿入されない場合</p> <p>④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブルッシュプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. <u>反応度制御</u> ④-1 ・全制御棒が全挿入位置まで挿入されず、1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合には、「反応度制御」のほう酸水注入系起動操作および水位制御、制御棒操作、圧力制御を並行操作する。 ④-2 ・原子炉再循環ポンプを停止する。</p> <p>B. <u>ほう酸水注入系</u> ④-3 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを見認する。</p> <p>④-4 ・(2)までほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了まで(2)までほう酸水注入系を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、(2)までほう酸水注入系を停止する。</p> <p>④-5 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを見認する。</p> <p>④-6 ・(2)までほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了まで(2)までほう酸水注入系を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、(2)までほう酸水注入系を停止する。</p>	<p>表2</p> <p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p> <p>①目的 ・スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により ①全制御棒が全挿入位置又は同 ②同一水圧制御ユニットに属する ③脱出条件 ・原子炉制御棒が全挿入位置により ①本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入され、(2)まで挿入されない場合</p> <p>④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブルッシュプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. <u>反応度制御</u> ④-1 ・全制御棒が全挿入位置まで挿入されず、1本を超える制御棒が全挿入位置まで挿入されていない場合には、「反応度制御」のほう酸水注入系起動操作および水位制御、制御棒操作、圧力制御を並行操作する。 ④-2 ・原子炉再循環ポンプを停止する。</p> <p>B. <u>ほう酸水注入系</u> ④-3 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを見認する。</p> <p>④-4 ・(2)までほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了まで(2)までほう酸水注入系を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、(2)までほう酸水注入系を停止する。</p> <p>④-5 ・原子炉冷却材浄化系が隔離したことを見認する。</p> <p>④-6 ・(2)までほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了まで(2)までほう酸水注入系を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、(2)までほう酸水注入系を停止する。</p>	<p>【柏崎及び女川】 停止余裕検査で認められた本数を超える制御棒が挿入されない場合を導入条件、挿入された場合を脱出条件とした。以下「差異理由 2-1」と記載</p> <p>【柏崎】 差異理由 1-1</p> <p>【女川】 制御棒の状態はどう酸水注入系を停止した運用に変更</p> <p>【女川】 運用の変更</p> <p>④-1: 「反応度制御」実施時は、他御を追加</p> <p>④-2: 「反応度制御」導入で、(2)までほう酸水注入系を起動</p> <p>④-3: SA 設備である自動減圧系作動阻止スイッチにより自動減圧系の動作を阻止する。</p> <p>④-4: 女川のタービンは自動トリップ回路</p> <p>④-5: ほう酸水注入系の起動判断の変更</p> <p>【柏崎及び女川】 全量注入完了まで(2)までほう酸水注入系を停止する。</p> <p>【柏崎】 記載の適正化</p> <p>【柏崎】 記載の充実化</p>

保安規定比較表

差異理由	女川原子力発電所 2号炉 変更後	女川原子力発電所 2号炉 変更前
C. 水位	<p>・原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明および「格納容器水素濃度制御」に移行する。</p> <p>・原子炉が隔離状態でかつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。</p> <p>・原子炉水位が高判定未満の場合、「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限値以上に維持する。(原子炉水位の下限値は高压で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。)</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合、「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上、原子炉不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上に維持する。(原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位とする。)</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上、原子炉不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上に維持する。(原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位とする。)</p>	<p>⑥ ⑦</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、原子炉出力が中性子束振動発生防止以下となるよう水位維持操作を行う。(原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位以上を目標として維持する。)</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上、原子炉不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上に維持する。(原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位とする。)</p>
C. 水位	<p>・原子炉水位が不明となりた場合、「反応度制御」水位不明および「格納容器水素濃度制御」に移行する。</p> <p>・原子炉が隔離状態でかつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。</p> <p>・原子炉水位が高判定未満の場合、「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限値以上に維持する。(原子炉水位の下限値は高压で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。)</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上、原子炉不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上に維持する。(原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位とする。)</p>	<p>⑥ ⑦</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作に移行する。</p> <p>・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上に維持する。(原子炉水位を原子炉隔離時冷却系自動作動水位とする。)</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムバイロット弁電磁弁の電源切を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、再度手動スクラム又は代替制御棒挿入機能等によるスクラムを行う。 個々の制御棒の電動挿入を行う。 	<p>E. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムバイロット弁電磁弁の電源切を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、再度手動スクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 	<p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、<u>選択制御棒手動挿入</u>、スクラムバイロット弁電磁弁の電源切、<u>スクラムテムストスイッチ</u>によるシングルロッドスクラムまたは制御用空気の排気を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、<u>再度手動スクラム</u>、代替制御棒挿入機能の動作または<u>スクラムテストスイッチ</u>によるシングルロッドスクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 <p>E. 壓力</p> <ul style="list-style-type: none"> 反応度制御中は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンバイパス弁により原子炉圧力を一定に制御する。 ほう酸水全量注入完了後、<u>全制御棒を全挿入位置又は最大未臨界挿入位置まで挿入された場合又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上</u>が挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 大未臨界引抜位置まで挿入された場合又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上が挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 	<p>E. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 大未臨界引抜位置まで挿入された場合又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上が挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 <p>F. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上が挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。
<p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁を下回った場合には、自動減圧系の作動を阻止する。 	<p>E. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムバイロット弁電磁弁の電源切を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、自動減圧系の作動を阻止する。 	<p>D. 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、<u>選択制御棒手動挿入</u>、スクラムバイロット弁電磁弁の電源切、<u>スクラムテムストスイッチ</u>によるシングルロッドスクラムまたは制御用空気の排気を行う。 スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、<u>手動スクラム</u>、代替制御棒挿入機能の動作または<u>スクラムテムストスイッチ</u>によるシングルロッドスクラムを行う。 制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 <p>E. 壓力</p> <ul style="list-style-type: none"> 反応度制御中は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンバイパス弁により原子炉圧力を一定に制御する。 ほう酸水全量注入完了後、<u>原子炉未臨界を確認し、原子炉圧力を最低まで低下させ、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力未満まで低下させ、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。</u> 	<p>E. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合もしくは最大未臨界挿入位置まで挿入されない制御棒が1本以下または2本以上となるたびに挿入位置まで挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 常設（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流水動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を追加起動する。 主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁および主蒸気ドレン弁、原子炉隔壁時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 <p>F. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合又は同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒以上が挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。 制御棒が原子炉出力高温未臨界ペーン以上まで挿入されない場合には、主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁及び主蒸気ドレン弁、並びに原子炉隔壁時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開鎖し、「満水注入」を行う。 <p>G. 「反応度制御」水位不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 制御棒が原子炉出力高温未臨界ペーンまで挿入されない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水圧系、高压炉心スプレイ系を使用して原子炉圧力が冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるよう注水する。

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>て原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。</p> <p>原子炉出力6%未満の場合、ほう酸水注入系を起動30分経過後、ほう酸水注入系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔壁時冷却系による注水とする。</p>	<p>給復水系、制御棒駆動水圧系、高圧炉心スプレイ系で注水できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開け、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。</p> <p>E) 制御棒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクラム弁が閉の場合、代替制御棒插入機能の動作、スクラムバイロット弁電磁弁の電源切または制御用空気の排気を行う。 ・スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、再度手動スクラムを行う。 ・制御棒駆動水圧系の水圧を確保し、制御棒を手動挿入する。 ・制御棒駆動水圧系の引抜配管ペント弁から排水し制御棒を挿入する。 	<p>原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上を維持できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開にして、原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。</p> <p>【柏崎】</p> <p>・差異理由 2-3</p>	

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文から変更点

保安規定比較表

相崎刈羽原子力発電所7号炉（令和2年11月9日施行）

表3		1. 原子炉制御 (3) 水位確保	
① 目的	・原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。	① 目的	・原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。
② 導入条件	・原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合	② 導入条件	・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合
③ 脱出条件	・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合	③ 脱出条件	・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合
④ 基本的な考え方	・不測事態「水位不明」において原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を隨時把握する。 ・不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合	④ 基本的な考え方	・不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を隨時把握する。 ・不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合
⑤ 主な監視操作内容	・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随时把握する。 ・原子炉水位と原子炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合	⑤ 主な監視操作内容	・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随时把握する。 ・原子炉水位と原子炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合
A. 水位確保	・原子炉水位、原子炉圧力および格納容器隔離、ならびに非常用炉心冷却系及び非常用ディーゼル発電機の起動を確認する。 ・作動すべきものが不作動の場合は、手動で作動させる。	A. 水位確保	・原子炉水位、原子炉圧力および格納容器隔離、ならびに非常用炉心冷却系及び非常用ディーゼル発電機の起動を確認する。 ・作動すべきものが不作動の場合は、手動で作動させる。
B. 水位	・給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系または高压代替注水系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 ・原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に維持する。 ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持する。	B. 水位	・給復水系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系または高压代替注水系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 ・原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に維持する。 ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持する。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名稱の相違（品質的な相違）
 下線：旧条文からの変更点

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> 給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下となった場合には制御棒駆動水圧系、復水補給水系、ろ過水系による原子炉注水の準備を行う。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 給復水系および非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下となる場合には制御棒駆動水圧系、復水補給水系、ろ過水系による原子炉注水の準備を行う。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 給復水系の維持ができない場合は、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流水駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動し、不測事態「急速減圧」に移行する。低圧代替注水系が起動できない場合は、不測事態「水位回復」に移行する。 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」に移行する。 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。 	<p>【柏崎】 運用の相違（女川は低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系（常設）（復水移送ポンプ））が1台運転できれば移行する。）以下「差異理由3-1」と記載。</p>

保安規定比較表

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>B. 移行する。</p> <p>B. 減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給復水系による原子炉注水ができない場合、注水系統が原子炉隔壁離時冷却系又は高压代替注水系のみの場合は、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 ・復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。 ・復水器が使用不能であり、かつサブレッシュショーンプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 ・復水器が使用不能であり、かつサブレッシュショーンプール熱容量制限図の運転禁止範囲内の場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 ・復水器が使用不能であり、かつサブレッシュショーンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。 	<p>B. 減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注水系統が原子炉隔壁離時冷却系または高压代替注水系のみの場合、原子炉圧力を原子炉隔壁離時冷却系または高压代替注水系の量維持最低圧力以上に維持する。 ・復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。 ・復水器が使用不能であり、かつサブレッシュショーンプール熱容量制限図の運転禁止範囲外でサブレッシュショーンプール冷却が実施されている場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 ・復水器が使用不能であり、かつサブレッシュショーンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、サブレッシュショーンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。 	<p>に移行する。</p> <p>【柏崎及び女川】 記載の充実化</p> <p>【柏崎及び女川】 TAF 以上の記載は SHC モードの起動条件が L-3 以上であることから削除</p>	

保安規定比較表

相模刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川原子力発電所2号炉 変更前		差異理由
表5 2. 一次格納容器制御 （1）格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。	②導入条件 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ④基本的な考え方 ・ ドライウェル 圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、 サプレッショングブループール圧力 が設計基準事故時最高圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ペントを行う。	③導入条件 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ④基本的な考え方 ・ ドライウェル 圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ペントを行う。	①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ④基本的な考え方 ・ ドライウェル 圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ペントを行う。	2. 一次格納容器制御 （1）格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ④基本的な考え方 ・ ドライウェル 圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ペントを行う。
表5 2. 一次格納容器制御 （1）格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。	②導入条件 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ④基本的な考え方 ・ ドライウェル 圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ペントを行う。	①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ④基本的な考え方 ・ ドライウェル 圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ペントを行う。	2. 一次格納容器制御 （1）格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ④基本的な考え方 ・ ドライウェル 圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ペントを行う。	2. 一次格納容器制御 （1）格納容器圧力制御 ①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。 ②導入条件 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合 ④基本的な考え方 ・ ドライウェル 圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ペントを行う。

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所2号炉 変更前	女川原子力発電所2号炉 変更後	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> サプレッショングループール圧力が非常用炉心冷却系作動圧力に達した場合は、サプレッショングループールスプレイを起動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ドライウェルスプレイ起動圧力以下で、かつドライウェルスプレイを起動する場合 	<ul style="list-style-type: none"> サプレッショングループール圧力がドライウェルスプレイ起動圧力以上で、かつドライウェルスプレイを起動する。 	<p>【女川】 サプレッショングループールスプレイは「格納容器圧力制御」導入で即実施する運用に変更</p> <p>【柏崎】 運用の相違（柏崎は規定値をかつLOCA判断で即スプレイを実施）</p> <p>【柏崎】 判断基準の相違 【女川】記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> サプレッショングループール圧力が最高圧力未満の状態が24時間継続した場合はサプレッショングループール圧力が設計基準事故時最高圧力以上の場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスプレイおよびサプレッショングループールスプレイを起動する。 サプレッショングループール圧力が設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>【柏崎】 運用の相違（柏崎は満水後、メントドライウェル代替スプレイの発停基準によりメントドライウェル代替スプレイを停止する。</p> <p>【女川】 記載の適正化（水位制御の記載であるため削除）</p> <p>【女川】 満水操作を実施する判断基準の明確化</p> <p>【柏崎】 運用の相違（女川は外部注水量限界を遅延させたため、注水系統を内部水源に限定した記載）</p> <p>【柏崎】 運用の相違（格納容器圧力制御から水位制御へ移行する）</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>・サブレッシュショーンプール圧力が格納容器圧力制限以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。</p> <p>※：ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。以下、各表において同じ。</p> <p>C. 格納容器ベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュショーンプール圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。 ・格納容器ベントは、原子炉格納容器調気系または非常用ガス処理系のサブレッシュショーンプール側フィルタベントラインを優先して使用し、サブレッシュショーンプール水位が高い場合は、ドライウェル側フィルタベントラインを使用する。フィルタベントラインが使用できない場合は、サブレッシュショーンプール側耐圧ベントラインを優先して使用し、サブレッシュショーンプール水位が高い場合は、ドライウェル側耐圧ベントラインを使用する。 	<p>・サブレッシュショーンプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行なう。</p> <p>※：ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。以下、各表において同じ。</p> <p>C. 格納容器ベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュショーンプール圧力が格納容器最高使用圧力を超えた場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。 ・格納容器ベントは、サブレッシュショーンプール側フィルタベントラインを優先する。サブレッシュショーンプール側が使用できない場合は、ドライウェル側フィルタベントラインを使用する。 ・サブレッシュショーンプール側が使用できない場合は、サブレッシュショーンプール側耐圧ベントラインを優先する。サブレッシュショーンプール側が使用できない場合は、ドライウェル側耐圧ベントラインを使用する。 	<p>【柏崎及び女川】 女川の格納容器ベント準備は、「格納容器ベント」側で対応のため記載箇所の変更</p> <p>C. 格納容器ベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュショーンプール圧力が格納容器最高使用圧力に到達した場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。 ・格納容器ベントは、サブレッシュショーンプール側フィルタベントラインを優先する。サブレッシュショーンプール側が使用できない場合は、ドライウェル側フィルタベントラインを使用する。 ・サブレッシュショーンプール側が使用できない場合は、サブレッシュショーンプール側耐圧ベントラインを優先する。サブレッシュショーンプール側が使用できない場合は、ドライウェル側耐圧ベントラインを使用する。 	

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所7号炉（令和2年1月9日施行）

表6

女川原子力発電所2号炉 変更前

表6

女川原子力発電所2号炉 変更後

表6

2. 一次格納容器制御 (2) ドライウェル温度制御

① 目的

- ・ドライウェルの空間温度を監視し、制御する。

② 脱出条件

- ・ドライウェル換気空調系戻り 温度が通常運転時制限温度以上の場合
- ・ドライウェル局所温度が温度高警報設定点未満の場合
- ・ドライウェル局所温度が温度高警報設定点以上の場合

④ 基本的な考え方

- ・ドライウェル空間温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合、原子炉手動スクリムする。
- ・ドライウェル空間温度がドライウェル設計温度に到達したら、ドライウェルスブレイを起動する。

- ・ドライウェル空調系戻り 温度がドライウェル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。
- ・「反応度制御」を実施中は、「反応度制御」を優先する。

⑤ 主な監視操作内容

- ・ドライウェル換気空調系戻り 温度が通常運転時制限温度、またはドライウェル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は、予備のドライウェル空調機を運転する。
- ・ドライウェル圧力高スクリム設定値の飽和温度に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。
- ・原子炉制御「反応度制御」「反応度制御」を実施中は、原子炉制御「反応度制御」を優先する。

⑥ 主な監視操作内容

- ・ドライウェル空調系戻り 温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合、通常停止を行う。
- ・ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度に到達する前に、原子炉再循環ポンプおよびドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスブレイを起動する。
- ・ドライウェル空調系作動圧力を停止し、ドライウェルスブレイを起動する。ドライウェルスブレイが起動しない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。

⑦ 主な監視操作内容

- ・ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度以下に維持できないようであれば、不測事態「急速減圧」に移行する。
- ・ドライウェル空調系作動圧力が非常用炉心冷却ポンプ及びドライウェル空調系を停止し、ドライウェルスブレイを停止する。
- ・ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「水位不明」および「格納容器水素濃度制御」に入った場合は、不測事態「水位不明」および「一次格納容器制御」へ移行する。
- ・ドライウェル空調系作動圧力が非常用炉心冷却ポンプおよびドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスブレイを停止する。
- ・ドライウェルスブレイが起動失敗し、ドライウェル設計温度に到達した場合、ドライウェル代替スブレイを間欠で実施する。なお、サブレッシュショーンブルーレル水位が外部水源注水量限界に到達した場合、ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度以下に維持できないようであれば、不測事態「急速減圧」に移行する。
- ・ドライウェル空調系作動圧力が非常用炉心冷却ポンプ及びドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスブレイを停止する。

女川原子力発電所2号炉 変更後

表6

2. 一次格納容器制御 (2) ドライウェル温度制御

① 目的

- ・ドライウェルの空間温度を監視し、制御する。

② 脱出条件

- ・ドライウェル冷却系戻り 温度が通常運転時制限温度以上の場合
- ・ドライウェル局所温度が温度高警報設定点未満の場合
- ・ドライウェル局所温度が温度高警報設定点以上の場合

④ 基本的な考え方

- ・ドライウェル空間温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合、原子炉手動スクリムする。
- ・ドライウェル空間温度がドライウェル設計温度に到達したら、ドライウェルスブレイを起動する。

- ・ドライウェル空調系戻り 温度がドライウェル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。
- ・「反応度制御」を実施中は、「反応度制御」を優先する。

⑤ 主な監視操作内容

- ・ドライウェル冷却系戻り 温度が通常運転時制限温度、またはドライウェル局所温度が温度高警報設定点以上の場合には、予備のドライウェル空調機を運転する。
- ・「反応度制御」を実施中は、「反応度制御」を優先する。

⑥ 主な監視操作内容

- ・ドライウェル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合、通常停止を行う。
- ・ドライウェル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度以上かつドライウェル設計温度未満の場合、手動スクリムする。
- ・ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度に到達した場合、ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上のときに達した場合、原子炉再循環ポンプおよびドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスブレイを起動する。

⑦ 主な監視操作内容

- ・ドライウェル空調系作動圧力がドライウェル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。
- ・ドライウェル空調系作動圧力が非常用炉心冷却ポンプ及びドライウェル空調機を停止し、ドライウェルスブレイを停止する。
- ・ドライウェル空調系作動圧力がドライウェル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「水位不明」および「格納容器制御」に入った場合は、不測事態「水位不明」および「一次格納容器制御」へ移行する。
- ・ドライウェル空調系作動圧力がドライウェル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「水位不明」および「格納容器制御」へ移行する。

【付録】

【付録】記載の適正化

【付録】操作基準値の相違

【付録】判断基準値の相違

【付録】操作基準値の明確化

【付録】操作基準値の明確化

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

表7

女川原子力発電所 2号炉 変更前		女川原子力発電所 2号炉 変更後		差異理由
2. 格納容器制御 (3) サブレッシュンプール温度制御		表7 2. 一次格納容器制御 (3) サブレッシュンプール温度制御		
①目的 ・サブレッシュンプールの水温および空間部温度を監視し、制御する。	②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開閉着の場合 ・サブレッシュンプールのバルブ水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サブレッシュンプール空間部局所温度がサブレッシュンプールスプレイ起動温度以上の場合	③脱出条件 ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開閉着の場合 ・サブレッシュンプールのバルブ水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サブレッシュンプール空間部局所温度がサブレッシュンプールスプレイ起動温度以上で、手動スクラムした場合 ・サブレッシュンプールのバルブ水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合以上の場合	③脱出条件 ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開閉着の場合 ・サブレッシュンプール水の平均温度が通常運転時制限温度未満となつた場合 ・サブレッシュンプールのバルブ水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サブレッシュンプール空間部局所温度が温度高警報設定点以上の場合は ・サブレッシュンプール空間部局所温度がサブレッシュンプールスプレイ起動温度以上で手動スクラムした場合 ・サブレッシュンプール空間部局所温度の上昇が停止した場合	①目的 ・サブレッシュンプールの水温および空間部温度を監視し、制御する。 ②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気逃がし安全弁が開閉着の場合 ・サブレッシュンプールのバルブ水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サブレッシュンプール空間部局所温度がサブレッシュンプールスプレイ起動温度以上で、手動スクラムした場合 ・サブレッシュンプールのバルブ水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムした場合以上の場合 ・サブレッシュンプール空間部局所温度がサブレッシュンプールスプレイ起動温度以上で、手動スクラムした場合 ・サブレッシュンプール空間部局所温度がサブレッシュンプールスプレイ起動温度以上で、手動スクラムした場合以上
④基本的な考え方 ・サブレッシュンプール水温及びサブレッシュンプール空間部局所温度が通常運転時制限温度を超えて、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。	④基本的な考え方 ・サブレッシュンプール水温がスクラム制限温度に到達したら、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。	④基本的な考え方 ・サブレッシュンプール水温がスクラム制限温度を超えて、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。	④基本的な考え方 ・サブレッシュンプール水温がスクラム制限温度を超えて、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。	④基本的な考え方 ・サブレッシュンプール水温がスクラム制限温度を超えて、各制御を実施しても上昇継続する場合は、直ちに手動スクラムし、原子炉を減圧する。
⑤主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、手動スクラムし、サブレッシュンプールの冷却を開始する。	⑤主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サブレッシュンプールの冷却を開始する。	⑤主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サブレッシュンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に移行し、サブレッシュンプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。	⑤主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、手動スクラムし、サブレッシュンプールの冷却を開始する。	⑤主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、手動スクラムし、サブレッシュンプールの冷却を開始する。
⑥主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、手動スクラムし、サブレッシュンプールの冷却を開始する。	⑥主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、手動スクラムし、サブレッシュンプールの冷却を開始する。	⑥主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、手動スクラムし、サブレッシュンプールの冷却を開始する。	⑥主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、手動スクラムし、サブレッシュンプールの冷却を開始する。	⑥主な監視操作内容 A. サブレッシュンプール水温制御 ・サブレッシュンプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、手動スクラムし、サブレッシュンプールの冷却を開始する。

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
	<p>B. サブレッシュションプール空間部温度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> サブレッシュションプール空間部温度がサブレッシュションプール起動温度まで上昇する場合、サブレッシュションプールを全開する。 	<p>B. サブレッシュションプール空間部温度制御</p> <ul style="list-style-type: none"> サブレッシュションプール空間部温度が温度高警報設定点まで上昇したらサブレッシュションプール冷却を実施することともに、サブレッシュションプール空間部温度上昇の原因（原子炉隔離冷却系の運転、主蒸気逃がし安全弁非気管の異常、サブレッシュションプール・ドライウェル間真空破壊弁の異常等）を復旧する。 サブレッシュションプール空間部温度が温度高警報設定点以下に下がらない場合は、サブレッシュションプール空間部温度がサブレッシュションプール設計温度に到達する前に、サブレッシュションプールスプレイを作動させる。 	<p>【女川】 記載方針の相違（原図記載の復旧内容であるため削除）</p> <p>【柏崎】 女川はスクラム前から対応する手順でもあることから、手順として記載しない（スクラム前に実施する場合、他の機器に影響があり、スクラム後の場合は、応用として実施）。</p> <p>【女川】 「A. サブレッシュションプール水温制御」と同じ記載を追加</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川原子力発電所 2号炉 変更前	
表8 2. 格納容器制御 (4) サブレッシュンプール水位制御		表8 2. 一次格納容器制御 (4) サブレッシュンプール水位制御	
<p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位を監視し、制御する。 	<p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位を監視し、制御する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サブレッシュンプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サブレッシュンプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合
<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位制限値以上に復旧した場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位制限値以上に復旧した場合 	<p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉を手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動作重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点からサブレッシュンプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施するとともに、不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外へ注水を停止する。 	<p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉を手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動作重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点からサブレッシュンプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外へ注水を停止する。
<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> A. サブレッシュンプール水位制御（高水位） 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> A. サブレッシュンプール水位制御（高水位） 	<p>⑥主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> A. サブレッシュンプール水位制御（高水位） ・サブレッシュンプール水位が2.4時間以内に通常運転時高水位制限値に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。 	<p>⑥主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> A. サブレッシュンプール水位制御（高水位） ・サブレッシュンプール水位が2.4時間以内に通常運転時高水位制限値に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。
<p>【柏崎及び女川】 女川は、スクラムしても通常運転時高水位限界値以上が継続する場合、脱出しない運用</p>	<p>【柏崎及び女川】 女川は、スクラムしても通常運転時高水位限界値以上が継続する場合、脱出しない運用</p>	<p>【女川】 記載の適正化</p>	<p>【女川】 記載の適正化</p>
<p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位を監視し、制御する。 	<p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位を監視し、制御する。 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位制限値以上に復旧した場合 	<p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位制限値以上に復旧した場合
<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位制限値以上に復旧した場合 	<p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位制限値以上に復旧した場合 	<p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉を手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動作重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点からサブレッシュンプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施する。また、急速減圧へ移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外へ注水を停止する。 	<p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッシュンプール高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉を手動スクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動作重制限および真空破壊弁機能喪失防止の観点からサブレッシュンプール水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施する。また、急速減圧へ移行する。最終的には、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外へ注水を停止する。
<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> A. サブレッシュンプール水位制御（高水位） 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> A. サブレッシュンプール水位制御（高水位） 	<p>⑥主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> A. サブレッシュンプール水位制御（高水位） ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には、原子炉を手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 	<p>⑥主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> A. サブレッシュンプール水位制御（高水位） ・サブレッシュンプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には、原子炉を手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の変更（実質的な相違なし）

下線：旧文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
	<ul style="list-style-type: none">サブレッシュションプール水位が通常運転時高水位限界値以上でドライウェル圧力が非常用原子炉系作動圧力に到達した場合は、原子炉再循環ポンプ及びドライエル換気空調系を停止し、ドライウェル空調機を停止する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に原子炉再循環ポンプおよびドライエル空調機を停止し、ドライエルスプレイを実施する。とともに、不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サブレッシュションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライエルスプレイを作動させない。サブレッシュションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外からの原子炉への注水を停止する。	<p>・サブレッシュションプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位-0.2mに到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライエル空調機を停止し、ドライエルスプレイを実施する。なお、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サブレッシュションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライエルスプレイを作動させない。</p> <p>・サブレッシュションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外からの原子炉への注水を停止する。</p>	<p>【柏崎及び女川】 設定値の相違</p>
	<p>・サブレッシュションプール水位制御（低水位）</p> <p>B. サブレッシュションプール水位制御（低水位）</p> <ul style="list-style-type: none">サブレッシュションプール水位が2~4時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。サブレッシュションプール水位低下を抑制する措置を行ってもサブレーションプール水位が通常運転時低水位限界値以下に到達した場合は、手動スクラムする。サブレッシュションプール水位が通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。サブレッシュションプール水位が、急速減圧へ移行するサブレッシュションプール水位以下になった場合に、不測事態「急速減圧」へ移行する。	<p>・サブレッシュションプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位-0.2mに到達した場合は、原子炉再循環ポンプおよびドライエル空調機を停止し、ドライエルスプレイを実施する。なお、サブレッシュションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライエルスプレイを作動させない。</p> <p>・サブレッシュションプール水位が、格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外からの原子炉への注水を停止する。</p> <p>B. サブレッシュションプール水位制御（低水位）</p> <ul style="list-style-type: none">サブレッシュションプール水位が2~4時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。サブレッシュションプール水位低下を抑制する措置を行ってもサブレーションプール水位が通常運転時低水位限界値以下に到達した場合は、手動スクラムする。サブレッシュションプール水位が通常運転時低水位制限値以下が継続する場合は、手動スクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。サブレッシュションプール水位が、急速減圧へ移行するサブレッシュションプール水位以下になった場合に、不測事態「急速減圧」へ移行する。	<p>【柏崎及び女川】 ・差異理由 8-1</p> <p>【柏崎及び女川】 ・差異理由 8-2</p> <p>【柏崎】 記載方針の相違</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

表9

女川原子力発電所 2号炉 変更前		女川原子力発電所 2号炉 変更後	
<p>2. 格納容器制御</p> <p>(5) 格納容器水素濃度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内の水素及び酸素濃度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔壁弁全開後、12時間以内に冷温停止できない場合 ・「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低下して注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気隔壁弁全開後、12時間以内に冷温停止できない場合 ・「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低下して注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却材喪失事故又は原子炉隔壁弁が生じた場合には、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・原子炉水位不明又は原子炉隔壁状態が長時間継続する場合には、格納容器圧囲気測定系により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようになる。 ・格納容器圧囲気測定系により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようになる。 ・再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には、ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は、格納容器圧囲気測定系又は格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を監視する。 ・主蒸気隔壁弁全開後12時間以内に冷温停止できない場合は、格納容器圧囲気モニタにより格納容器内の水素濃度を監視する。 		<p>表9</p> <p>2. 一次格納容器制御</p> <p>(5) 格納容器水素濃度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内の水素および酸素濃度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔壁弁全開後、12時間以内に冷温停止できない場合 ・「一次格納容器制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低下しない場合 ・格納容器内の水素濃度が可燃性ガス濃度制御系を作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス濃度制御系を作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 ・格納容器内の水素濃度が可燃性ガス濃度制御系を作動し、格納容器頂部まで水位が低下しない場合 ・FCS を起動するが、ABWR は有效的なFCS の起動により、燃料頂部まで水位が低下しない ・FCS を起動するが、ABWR は有效的なFCS の起動により、燃料頂部まで水位が低下しない ・FCS を起動するが、ABWR は有效的なFCS の起動により、燃料頂部まで水位が低下しない ・FCS を起動するが、ABWR は有效的なFCS の起動により、燃料頂部まで水位が低下しない <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却材喪失事故または炉心露出が生じた場合には、格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・原子炉水位不明または原子炉隔壁かづ高温度上状態が長時間継続する場合には、格納容器圧囲気モニタまたは格納容器水素濃度計により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようになる。 ・格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下にならぬようになります。ドライウェルスプレイまたはサブレッシュによる操作により、ドライウェルスプレイを運動し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようになる。 ・再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には、ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は、格納容器水素濃度計により格納容器水素濃度を監視する。 ・主蒸気隔壁弁全開後12時間以内に冷温停止できなかった場合は、格納容器圧囲気モニタにより格納容器内の水素濃度を監視する。 	
<p>2. 格納容器制御</p> <p>(5) 格納容器水素濃度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内の水素及び酸素濃度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔壁弁全開後、12時間以内に冷温停止できない場合 ・「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低下して注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気隔壁弁全開後、12時間以内に冷温停止できない場合 ・「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低下して注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却材喪失事故または炉心露出が生じた場合には、格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・原子炉水位不明または原子炉隔壁かづ高温度上状態が長時間継続する場合には、格納容器圧囲気モニタまたは格納容器水素濃度計により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 ・格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下にならぬようになります。ドライウェルスプレイまたはサブレッシュによる操作により、ドライウェルスプレイを運動し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようになる。 ・再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には、ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は、格納容器水素濃度計により格納容器水素濃度を監視する。 ・主蒸気隔壁弁全開後12時間以内に冷温停止できなかった場合は、格納容器圧囲気モニタにより格納容器内の水素濃度を監視する。 			

女川原子力発電所 2号炉 変更後		差異理由
<p>2. 一次格納容器制御</p> <p>(5) 格納容器水素濃度制御</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内の水素および酸素濃度を監視し、制御する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔壁弁全開後、12時間以内に冷温停止できない場合 ・「一次格納容器制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低下して注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合 <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス濃度制御系を作動し、格納容器内の水素濃度を監視する。 ・格納容器内の水素濃度が可燃性ガス濃度制御系を作動し、格納容器内の水素濃度が低下した場合 ・FCS を起動するが、ABWR は有效的なFCS の起動により、燃料頂部まで水位が低下しない ・FCS を起動するが、ABWR は有效的なFCS の起動により、燃料頂部まで水位が低下しない ・FCS を起動するが、ABWR は有效的なFCS の起動により、燃料頂部まで水位が低下しない <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却材喪失事故または炉心露出が生じた場合には、格納容器水素濃度計により格納容器内の水素濃度を監視する。 ・原子炉水位不明または原子炉隔壁かづ高温度上状態が長時間継続する場合には、格納容器圧囲気モニタまたは格納容器水素濃度計により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 ・格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下にならぬようになります。ドライウェルスプレイまたはサブレッシュによる操作により、ドライウェルスプレイを運動し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようになる。 ・再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には、ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合は、格納容器水素濃度計により格納容器水素濃度を監視する。 ・主蒸気隔壁弁全開後12時間以内に冷温停止できなかった場合は、格納容器圧囲気モニタにより格納容器内の水素濃度を監視する。 		

<p>【柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却材喪失事故（大 LOCA）時、BWR は炉心の2/3まで冷温停止する。 	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の充実化
--	---

<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記器の明確化

亦子：**改備**、**運用**の相違（設置言語の相違）
綠字：記載表現、**設備名**の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

相場刈羽原子力発電所7号炉（令和2年1月1日施行）	女川原子力発電所2号炉 変更前	女川原子力発電所2号炉 変更後	差異理由
<p>格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器器内水素濃度が可燃性限界に到達した場合、格納容器内の水素濃度及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合、又は原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合、又は原子炉水位が見込んだ濃度に到達した場合、又は原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験し、かつ格納容器器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器器内水素濃度が可燃性限界に到達した場合、格納容器器内水素濃度及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合には、格納容器器正圧が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように応じてドライウェルスプレイを運転し、可燃性ガス濃度制御系を運転する。</p> <p>可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量及び吸込流量を調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、格納容器器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動による時間、格納容器器内水素濃度及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合には、原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合、原子炉水位が見込んだ濃度に到達した場合には、格納容器器正圧が可燃性ガス濃度制御系運転時に制限圧力以下になるように応じてドライウェルスプレイを運転する。 可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合は、可燃性ガス濃度制御系を運転させる。 主蒸気隔壁が全開後1.2時間以内に冷温停止できない場合または原子炉水位が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器器内水素濃度が可燃性限界に到達した場合には、可燃性ガス濃度制御系の運転時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度以上の場合には、可燃性ガス濃度制御系運転時に制限圧力以下になるように応じてドライウェルスプレイまたはサプレッショングールスプレイを運転する。 可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。 	<p>【柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス処理系の起動条件の相違 ・女川導入条件により起動条件が違うことから分けで記載 <p>【相崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差異理由 9-1
<p>格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器器内水素濃度が可燃性限界に到達した場合、格納容器器内水素濃度及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合には、格納容器器正圧が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように応じてドライウェルスプレイを運転する。</p> <p>可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量及び吸込流量を調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合は、可燃性ガス濃度制御系を運転させる。 主蒸気隔壁が全開後1.2時間以内に冷温停止できない場合または原子炉水位が見込んだ濃度に到達した場合には、可燃性ガス濃度制御系の運転に要する時間、格納容器器内水素濃度が可燃性限界に到達した場合には、可燃性ガス濃度制御系運転時に制限圧力以下になるように応じてドライウェルスプレイまたはサプレッショングールスプレイを運転する。 可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ドライウェル圧力が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合には、可燃性ガス濃度制御系を運転させる。 主蒸気隔壁が全開後1.2時間以内に冷温停止できない場合または原子炉水位が見込んだ濃度に到達した場合には、可燃性ガス濃度制御系の運転に要する時間、格納容器器内水素濃度が可燃性限界に到達した場合には、可燃性ガス濃度制御系運転時に制限圧力以下になるように応じてドライウェルスプレイまたはサプレッショングールスプレイを運転する。 可燃性ガス濃度制御系の運転は、格納容器器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。 	<p>【柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス処理系の起動条件の相違 ・女川導入条件により起動条件が違うことから分けで記載 <p>【相崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差異理由 9-1

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

女川原子力発電所 2号炉 変更前

表10

女川原子力発電所 2号炉 変更後

	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
表10		
3. 二次格納容器制御		
(1) 原子炉建屋制御		
①目的	・原子炉圧力容器から原子炉建屋への漏えいを監視し、制御する。	・運用の相違（原子炉制御「スクラン」に記載している導入条件の相違。なお、原子炉手動スクランは本手順で実施）
②導入条件	・漏えい箇所の隔離が成功した場合	・運用の相違（原子炉建屋放射線量が警報設定値以上複数発生時の漏えいを示す警報発生条件より復帰した場合）
下記条件が複数該当し、原子炉手動スクランした場合	③脱出条件	・運用の相違（原子炉建屋放射線量が警報設定値以上複数発生時の漏えいを示す警報発生条件より復帰した場合）
・原子炉建屋放射線量が警報設定値以上の場合は、原子炉建屋温度が警報設定値以上の場合は、原子炉建屋内で漏えいを示す警報が発生した場合	④基本的な考え方	・運用の相違（基本的な考え方であることから遅延指示の記載はない。）
・一次格納容器外で原子炉冷却材圧力バウンダリの破断が発生した場合、中央制御室からの退避を指示し、隔離を行なう。	・隔離されたことが確認できない場合は、非常用ガス処理系を起動した後に原子炉を急速減圧し、原子炉冷却材の漏えい先を一次格納容器側に切り替える。	・運用の相違（柏崎はスクラン後に導入するため、記載していない。なお、非常用ガス処理系について女川では、「C. 環境緩和」で対応する。）
・原子炉水位は破裂箇所を露出させた水位を維持し、原子炉建屋への漏えいを抑制する。	・原子炉水位は破裂箇所を改善し漏えい箇所の隔離を行う。	・記載の充実化（SFP水位・温度制御）からも導入されたため記載
・原子炉建屋環境を改善し、漏えい箇所の隔離を行う。	・モニタリングボスト指示上昇時又は原子炉建屋差圧の低下が発生した場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。	・記載の充実化（SFP水位・温度制御）からも導入されたため記載

赤字: 設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
下線: 日条文からの参考文献

保安規定比較表

差異理由	女川原子力発電所2号炉 変更後	女川原子力発電所2号炉 変更前
柏崎刈羽原子力発電所7号炉（令和2年11月9日施行）	<p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から速やかに隔離操作を実施する。 原子炉圧力容器の隔離が確認できず、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系のみが運転中でない場合は、不測事態「急速噴気」に移行する。 急速減圧後、タービンハイパス弁及び主蒸気逃がし安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。 原子炉圧力容器の隔離が確認できず、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系のみが運転中の場合は、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁若しくはタービンハイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能な範囲内で低めに維持する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉注水に不要な系統を抑制し、原子炉建屋への漏えいを抑制する。 破断箇所を露出した原子炉水位とするために、高压で注水可能な非常用炉心冷却作動水位の間に維持する。 <p>C. 原子炉建屋環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の環境を維持するため、中央制御室換気空調系を事故時運転モードに切り替え（「<u>使</u>用済燃料ブール水位・温度制御」から導入の場合を除く。）、非常用ガス処理系を起動する。 	<p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 原子炉圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から速やかに隔離操作を実施し、隔離が不可の場合は原子炉を手動スクラムする。 中央制御室から必ず漏えい箇所の隔離が出来ない場合は、給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（低圧代替注水系、常圧代替注水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（回転型）、代替循環冷却設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系、<u>もう1つ</u>系統を起動後に起動してきた場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 <p>B. 原子炉水位</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速減圧後、原子炉圧力が安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。 中央制御室から必ず漏えい箇所の隔離ができず、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系のみが運転中の場合は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンハイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。 <p>C. 環境緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室の環境を維持するため、非常用ガス処理系を起動し、<u>可能</u>な原子炉建屋全室の空調機を起動する。 原子炉建屋内の溢流水を処理するため、原子炉建屋内のサンプルの起動を確認する。
	<p>・スクラム実施時期の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・原子炉圧力をより速やかに隔離操作を実施し、隔離が不可の場合は原子炉を手動スクラムする。</p> <p>・中央制御室から必ず漏えい箇所の隔離が出来ない場合は、給水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（低圧代替注水系、常圧代替注水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（回転型）、代替循環冷却設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系、<u>もう1つ</u>系統を起動後に起動してきた場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <p>・急速減圧後、原子炉圧力が安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。</p> <p>・中央制御室から必ず漏えい箇所の隔離ができず、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系のみが運転中の場合は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンハイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。</p> <p>・急速減圧後、タービンハイパス弁及び主蒸気逃がし安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。</p> <p>・原子炉水位に応じて原子炉水位を維持する。</p> <p>・原子炉水位を低下させる場合は、原子炉注水に不要な系統を抑制する。</p> <p>・原子炉建屋環境を改善するため、中央制御室換気空調系を起動する。</p> <p>・用可能な原子炉建屋全室の空調機を起動する。</p> <p>・原子炉建屋内の溢流水を処理するため、原子炉建屋内のサンプルの起動を確認する。</p>	<p>・スクラム実施時期の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・原子炉圧力をより速やかに隔離操作を実施し、隔離が不可の場合は原子炉を手動スクラムする。</p> <p>・中央制御室から必ず漏えい箇所の隔離が出来ない場合は、給水系、常圧代替注水系、非常用炉心冷却系、低圧代替注水系（回転型）、代替循環冷却設（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系、<u>もう1つ</u>系統を起動後に起動してきた場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。</p> <p>・急速減圧正後、原子炉圧力が安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。</p> <p>・または主蒸気逃がし安全弁にて原子炉建屋への漏えいを抑制する。</p> <p>・中央制御室から必ず漏えい箇所の隔離ができず、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系のみが運転中の場合は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンハイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。</p> <p>・急速減圧正後、タービンハイパス弁及び主蒸気逃がし安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。</p> <p>・または主蒸気逃がし安全弁にて原子炉建屋への漏えいを抑制する。</p> <p>・中央制御室から必ず漏えい箇所の隔離ができず、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系のみが運転中の場合は、主蒸気逃がし安全弁またはタービンハイパス弁にて原子炉圧力を蒸気駆動設備の運転可能範囲内で低めに維持する。</p> <p>・急速減圧後、タービンハイパス弁及び主蒸気逃がし安全弁により原子炉建屋への漏えいを抑制する。</p> <p>・原子炉水位に不要な系統を抑制し、原子炉建屋への漏えいを抑制する。</p> <p>・原子炉水位を低下させる場合は、原子炉注水に不要な系統を抑制する。</p> <p>・原子炉建屋環境を改善するため、中央制御室換気空調系を事故時運転モードに切り替える。</p> <p>・用可能な原子炉建屋全室の空調機を起動する。</p> <p>・原子炉建屋内の溢流水を処理するため、原子炉建屋内のサンプルの起動を確認する。</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

女川原子力発電所 2号炉 変更前

表 1.1

3. 二次格納容器制御
(2) 使用清燃料プール水位・温度制御
①目的
・使用清燃料プールの水位及び水温を監視し、制御する。
②遷入条件
・使用清燃料プール水位低警報 が発生した場合 ・使用清燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合
③脱出条件
・使用清燃料プール水位が通常運転時制限水位以上で維持可能となった場合
④基本的な考え方
・使用清燃料プール水位と使用清燃料プールに注水可能な系統を随時把握する。 ・使用清燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持可能な系統を随時把握する。 ・漏えい箇所が特定された場合、二次格納容器制御「原子炉建屋制御」へ移行する。

(なし)

・二次格納容器制御「原子炉建屋制御」に導入した場合、消防車の出動を要請し、原子炉建屋退避指示をする。

- ・二次格納容器制御「使用清燃料プール水位・温度制御」に導入した場合は、使用清燃料プール周辺で起動する。
- ・使用清燃料プールの水位を通常運転時制限水位以上に維持する。
- ・使用清燃料プール周辺で作業が実施できる使用清燃料プールラシック水位以上に維持できない場合は、使用清燃料プールへ注水可能な系統を2系統以上起動する。

- ・使用清燃料プールの水位を下限限界制限水位以上に維持できない場合は、消防車による使用清燃料プール除熱可能な系統を2系統以上起動する。

B. 使用清燃料プール水温制御

- ・使用清燃料プール除熱可能な系統を手動で起動する。
- ・使用清燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持できなければ、使用清燃料プール除熱可能な系統を2系統以上起動する。

女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
表 1.1	
3. 二次格納容器制御	
(2) SFP 水位・温度制御	
①目的	
・使用清燃料プールの水位及び水温を監視し、制御する。	・女川は保安規定 第54条の記載と合わせオーバーフローレベル附近と記載
②遷入条件	・女川はプラント運転中の手順であるため、原子炉と使用清燃料プール側と重畳した場合の考え方を記載
・使用清燃料プール水位が通常運転時制限水位附近に維持可能となりた場合	・女川は通常運転時制限水温度未満の場合
・使用清燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合	・記載方針の相違
③脱出条件	・記載方針の相違
・使用清燃料プール水位低警報が発生した場合	・女川は本手順と並行で対応する運用
・使用清燃料プールの水温が通常運転時制限温度以上の場合	・女川はプラント運転中の手順であるため、原子炉と使用清燃料プール側と重畳した場合の考え方を記載
④基本的な考え方	・記載方針の相違
・使用清燃料プールの水位、温度の監視と系統を随時把握する。	・女川はプラント運転中の手順であるため、原子炉と使用清燃料プール側と重畳した場合の考え方を記載
・二次格納容器制御「原子炉建屋制御」も並行で対応する。	・記載方針の相違
⑤主な監視操作内容	・記載方針の相違
A. 使用清燃料プール水位	(可搬型設備は状況に応じて出動要請をする。) ・退避指示は自明であるところから記載しない。)
・使用清燃料プール注水可能な系統を起動する。	・女川はプラント運転中に使用清燃料プールへ注水可能な系統はFPMWと可搬型設備の2系統。
・使用清燃料プールの水位をオーバーフロー水位附近に維持する。	・着手判断基準の相違
⑥主な監視操作内容	・女川はプラント運転中に使用清燃料プール除熱可能な系統を起動する。
A. 使用清燃料プール水位制御	・女川はプラント運転中に着手判断基準のみ
・使用清燃料プールへ注水可能な系統を手動で起動する。	
・使用清燃料プールの水位を通常運転時制限水位以上に維持する。	
・使用清燃料プールラシック水位以上に維持できない場合は、使用清燃料プールへ注水可能な系統を2系統以上起動する。	
B. 使用清燃料プール水温	
・使用清燃料プール除熱可能な系統を起動する。	
・使用清燃料プール水温を通常運転時制限温度以下に維持できなければ、使用清燃料プール除熱可能な系統を2系統以上起動する。	

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<ul style="list-style-type: none">・使用清燃料ブール水温を通常運転時制限温度未満に維持する。・期的な健全性を確保するための制限値以下に維持する。		<ul style="list-style-type: none">・使用清燃料ブール水温を通常運転時制限温度未満に維持する。	

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所7号炉（令和2年11月9日施行）

表1.2	
4. 不測事態	4. 不測事態
(1) 水位回復	(1) 水位回復
①目的	①目的
・原子炉水位を回復する。	・原子炉水位を回復する。
②導入条件	②導入条件
・原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合	・原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合
・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合	・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合
・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合	・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合
・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合	・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域内である場合
④基本的な考え方	④基本的な考え方
・原子炉水位の微候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）の起動を行う。	・原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのためには、原子炉停止後、燃料被覆管温度が1,200°Cまたは燃料被覆管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系および復水補給水系等を起動する。
⑤主な監視操作内容	⑤主な監視操作内容
A. 水位回復	A. 水位回復
・原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」へ移行する。	・原子炉水位が不明となつた場合、不測事態「水位不明」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。
・原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。	・原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。
・原子炉水位が有効燃料頂部を起動する。	・原子炉隔離時冷却系を起動する。
・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも2つの系統の起動を試みる。	・低圧で原子炉隔離時冷却系の1系統以上の起動ができる場合の起動を試みる。
・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、2系統以上の起動ができる場合、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系による注水準備を行う。	・低圧で原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系による注水系または非常用炉心冷却系の1系統以上の起動ができる場合の起動を試みる。
・原子炉水位または高圧代替注水系を起動する。	・給復水系または非常用炉心冷却系の1系統以上の起動ができる場合の起動を試みる。
・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも1系統以上の起動を試みる。	・低圧で原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系による注水系または非常用炉心冷却系の1台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。
・原子炉水位を回復する。	・原子炉水位を回復する。
【柏崎】 女川は消防系を使用しない。	【柏崎及び女川】 記載方針の相違
③不測事態	③不測事態
(1) 水位回復	(1) 水位回復
①目的	①目的
・原子炉水位を回復する。	・原子炉水位を回復する。
②導入条件	②導入条件
・原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合	・原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合
・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合	・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合
・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合	・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合
・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウェル空間部温度が飽和温度以下の場合	・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウェル空間部温度が飽和温度以下の場合
④基本的な考え方	④基本的な考え方
・原子炉水位の微候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）の起動を行う。	・原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのためには、原子炉停止後、燃料被覆管温度が1,200°Cまたは燃料被覆管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系および復水補給水系等を起動する。
⑤主な監視操作内容	⑤主な監視操作内容
A. 水位回復	A. 水位回復
・原子炉水位が不明となる場合は、水位不明、および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を導入する。	・原子炉水位が不明となる場合は、水位不明、および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を導入する。
・原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。	・原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。
・原子炉水位が有効燃料頂部を起動する。	・原子炉水位が有効燃料頂部を起動する。
・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも2つの系統の起動を試みる。	・低圧で原子炉隔離時冷却系の1台以上を起動する。
・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。	・給復水系または非常用炉心冷却系の1台以上を起動する。
・原子炉水位または高圧代替注水系を起動する。	・原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系による注水系による注水系または非常用炉心冷却系の1台以上を起動する。
・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも1系統以上の起動を試みる。	・低圧で原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系による注水系または非常用炉心冷却系の1台以上を起動する。
・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。	・給復水系または非常用炉心冷却系の1台以上を起動する。
・原子炉水位を回復する。	・原子炉水位を回復する。
【柏崎及び女川】 記載方針の相違	【柏崎及び女川】 記載方針の相違

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔壁時冷却系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系又は高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔壁時冷却系を作動させる。 ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合は、または原子炉隔壁時冷却系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1台以上運転状態とし、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系又は高圧代替注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>・原子炉水位が有効燃料頂部以上に回復したら、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、高圧炉心スプレイ系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔壁時冷却系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系又は高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔壁時冷却系を作動させる。 ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合は、または原子炉隔壁時冷却系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1台以上運転状態とし、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系又は高圧代替注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、高圧炉心スプレイ系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系をいう。以下、各表において同じ。</p> <p>B. 水位上昇中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔壁時冷却系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系1台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔壁時冷却系又は高圧代替注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔壁時冷却系を作動させる。 ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合は、または原子炉隔壁時冷却系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1台以上運転状態とし、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉圧力が原子炉隔壁時冷却系又は高圧代替注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表1-1および表1-2も同じ。</p> <p>不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表1-3および表1-4も同じ。</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

表 1.3

女川原子力発電所 2号炉 変更前		女川原子力発電所 2号炉 変更後	
表 1.1		表 1.3	
4. 不測事態 （2）急速減圧		4. 不測事態 （2）急速減圧	
①目的 ・原子炉を速やかに減圧する。	①目的 ・原子炉を速やかに減圧する。	②導入条件 ・原子炉制御「水位確保」において、給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位の低下が継続し、低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動できた場合	②導入条件 ・原子炉制御「水位確保」において、給復水系もしくは非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系もしくは高压代替注水系による原子炉水位の維持ができる、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ））が起動できた場合
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「減圧冷却」において、サブレッシュショーンプール水温がサブレッシュショーンプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 格納容器器圧力制御「格納容器圧力制御」において、サブレッシュショーンプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上となつた場合 ドライウェル温度制御においてドライウェル空間部局所温度がドライウェル設計温度を超えた場合 		<ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「減圧冷却」において、サブレッシュショーンプール水温がサブレッシュショーンプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 格納容器器圧力制御「格納容器圧力制御」において、サブレッシュショーンプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上となつた場合 ドライウェル温度制御「ドライウェル温度制御」において、ドライウェル空間部局所温度がドライウェル設計温度に到達した場合 	
<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下で原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉へ注水可能な系統、代流量維持最低圧力以下の場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動できない時、非常用炉心冷却系が1台以上作動している場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動しているが、最長許容心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できず、非常用炉心冷却系1台以上が作動している場合 不測事態「水位不明」において、低圧代替注水系が起動できた場合 		<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下で原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉へ注水可能な系統、代流量維持最低圧力以下の場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動できない時、非常用炉心冷却系が1台以上作動している場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合、又は起動しても原子炉水位が上昇しない場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できな場合 不測事態「水位不明」において、低圧代替注水系（常設）2台以上又は低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動できた場合 	
<ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器器制御「サブレッシュショーンプール水位制御」において、サブレッシュショーンプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差を考慮した値以上になつた場合 一次格納容器器制御「サブレッシュショーンプール水位制御」において、サブレッシュショーンプール水位が急速減圧へ移行するサブレッシュショーンプール水位以下になつた場合 		<ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器器制御「サブレッシュショーンプール水位制御」において、サブレッシュショーンプール水位が真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差を考慮した値以上になつた場合 一次格納容器器制御「サブレッシュショーンプール水位制御」において、サブレッシュショーンプール水位が急速減圧へ移行するサブレッシュショーンプール水位以下になつた場合 	

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> 一次格納容器制御「サプレッショングローブル温度制御」において、サプレッショングローブル水温がサプレッショングローブル熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 二次格納容器制御「原子炉建屋制御」において、漏えい箇所の遠隔離に失敗した場合 <p>〔再掲〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下で原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉へ注水可能な系統（可搬型）と消火系から2系統以上が起動できた場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系が起動できなかった場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が下降中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合、又は起動しても原子炉水位が上昇しない場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が作動しているが、最長許容原子炉水位が露出時間以内に原子炉水位が回復できず、非常用炉心冷却系1台以上が作動している場合 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系が起動できない場合 タービンハイパス弁を使用する場合で、主蒸気隔離弁の隔離条件を解除する場合は、緊急時対策本部との協議により実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「サプレッショングローブル温度制御」において、サプレッショングローブル水温がサプレッショングローブル熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 二次格納容器制御「原子炉建屋制御」において、漏えい箇所の遠隔離に失敗した場合 <p>〔女川〕 新規追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 不測事態「水位回復」において、給水系または非常用炉心冷却系の1系統以上の起動ができない場合かつ原子炉水位の維持ができない場合で原子炉代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代蓄循環注水系、低圧代蓄注水系（常設）（直流水驱动低圧注水系ポンプ）、ろ過水系が起動できることによる導入条件の変更 不測事態「水位回復」において、給水系または非常用炉心冷却系の1系統以上を起動しても原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・不測事態「水位回復」において、給水系または非常用炉心冷却系の1系統以上の起動ができない場合かつ原子炉水位の維持ができない場合で原子炉代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代蓄循環注水系、低圧代蓄注水系（常設）（直流水驱动低圧注水系ポンプ）、ろ過水系が起動できることによる導入条件の変更 ・不測事態「水位回復」において、給水系または非常用炉心冷却系の1系統以上を起動しても原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合 	<p>【柏崎及び女川】</p> <p>水位回復では水位上昇又は水位低下の対応を統合したことによる導入条件の変更</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

女川原子力発電所 2号炉 変更前

⑤主な監視操作内容
<ul style="list-style-type: none"> ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上又は低圧代替注水系（常設）2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上が起動していること、又はその状態が維持されていることを確認する。 ・自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 ・主蒸気隔離弁が開できなければ、<u>原子炉隔離時冷却系等</u>を使用して減圧する。 ・原子炉水位が判明している場合は、不測事態「急速減圧」の導入前の制御へ移行する。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」及び一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。

女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給復水系、非常用ポンプ冷却系、低圧代替注水系（低圧代替注水系（常設）復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、<u>過水系</u>）を起動する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 ・原子炉隔離時冷却却系と主蒸気逃がし安全弁を組み合わせても急速減圧の効果がないため、主蒸気隔離弁が開不可時の代替減圧とした。 ・原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 ・主蒸気隔離弁が開できなければ、<u>原子炉隔離時冷却却系、高圧代替注水系</u>または<u>原子炉冷却材浄化系プローライン</u>を使用して減圧する。 ・原子炉水位が判明している場合は、不測事態「急速減圧」の導入前の制御へ移行する。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」および一次格納容器制御「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 	<p>【柏崎】 女川は低圧代替注水系の運転台数運用をしていない。</p> <p>【女川】 原子炉隔離時冷却却系と主蒸気逃がし安全弁を組み合わせても急速減圧の効果がないため、主蒸気隔離弁が開不可時の代替減圧とした。</p>

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
 下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

表 1.4

女川原子力発電所 2号炉 変更前		女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>表 1.2</p> <p>3. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の他全ての制御棒が不明になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉水位が不明になった場合 ・「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウェル温度制御」において、ドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、またはドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、高压炉心スプレイ系、低压炉心スプレイ系もしくは低压注水系または代用注入水系（代用代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低压代用注入水系（可搬型）、代用循環冷却系、低压代用注入水系（常設）（直流駆動低压注水系ポンプ）、ろ過水系）を使用した原子炉注水操作を行い、さらには原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、1系統以上を作動させ、原子炉圧力とサブレッシュポンプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるよう注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 ・原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、2系統以上を作動させ、原子炉圧力とサブレッシュポンプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるよう注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位不明時刻を記録する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<p>表 1.4</p> <p>4. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」、「水位確保」および「減圧冷却」、一次格納容器制御「格納容器圧力制御」ならびに不測事態「水位回復」、「急速減圧」において、原子炉水位が不明になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、未挿入制御棒が1本以下まで挿入された場合 ・一次格納容器制御「ドライウェル温度制御」において、ドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、高压炉心スプレイ系、低压炉心スプレイ系もしくは低压注水系または代用注入水系（代用代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低压代用注入水系（可搬型）、代用循環冷却系、低压代用注入水系（常設）（直流駆動低压注水系ポンプ）、ろ過水系）を使用した原子炉注水操作を行い、さらには原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉注水操作は、原子炉圧力とサブレッシュポンプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるよう注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水系、高压炉心スプレイ系、低压炉心スプレイ系または低圧注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低压代用注入水系（可搬型）、代用循環冷却系、低压代用注入水系（常設）（直流駆動低压注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動し、主蒸気逃し安全弁を6弁開じて原子炉への注水を繼續する。 	<p>【柏崎】 記載箇所の適正化（導入条件の初めの項目に記載済み。）</p>	<p>【柏崎】 記載箇所の適正化（導入条件の初めの項目に記載済み。）</p>
<p>表 1.4</p> <p>3. 不測事態 (3) 水位不明</p> <p>①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>②導入条件 ・「反応度制御」を除き、原子炉水位が不明になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御「反応度制御」の「水位不明」を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウェル温度制御」において、ドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、またはドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、高压炉心スプレイ系、低压炉心スプレイ系もしくは低压注水系または代用注入水系（代用代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低压代用注入水系（可搬型）、代用循環冷却系、低压代用注入水系（常設）（直流駆動低压注水系ポンプ）、ろ過水系）を使用した原子炉注水操作を行い、さらには原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉注水操作は、原子炉圧力とサブレッシュポンプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるよう注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水系、高压炉心スプレイ系、低压炉心スプレイ系または低圧注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低压代用注入水系（可搬型）、代用循環冷却系、低压代用注入水系（常設）（直流駆動低压注水系ポンプ）、ろ過水系）を起動し、主蒸気逃し安全弁を6弁開じて原子炉への注水を繼續する。 	<p>【柏崎】 記載箇所の相違</p>	<p>【柏崎】 記載箇所の相違</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を作動させる。 低圧で原子炉へ注水可能な系統が作動しない場合は、低圧代替注水系（常設 2台以上、低圧代替注水系（可搬型）と消火系から2系統以上を作動させ、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系を作動させる。 低圧で原子炉へ注水可能な系統、原子炉隔離時冷却系が作動しない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系を作動させ、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、ろ過水系が作動した場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系が作動させたまま高圧代替注水系を作動させる。 低圧で原子炉へ注水可能な系統、原子炉隔離時冷却系が作動しない場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ボンブ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、ろ過水系を起動後、急速減圧を実施する。 自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先し、それ以外の主蒸気逃がし安全弁と合せて「急速減圧」時必要弁数開放する。なお、「急速減圧」時必要最小弁数以上は開放する。 	<p>【柏崎及び女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差異理由 3-1 <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違（水位不正確で急速減圧を実施） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の相違（制御棒駆動水圧系及びほう酸水注入系は、低圧代替注水系に含まない。） <p>記載の適正化（注水可能な系統が起動しない場合は、復旧させることになるが、操作順では対応できない。）</p> <p>【女川】</p> <p>記載の適正化（注水可能な系統が起動しない場合は、復旧させることになるが、操作順では対応できない。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放可能な場合、「水位計復旧」において最大許容炉心露出時間内に原子炉水位が判明しない場合、主蒸気管ドレン弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開鎖し、「満水注入」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放できないときは、給水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系または復水補給水系、制御棒駆動水系、ほう酸水注入系、ろ過水系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開鎖し、「満水注入」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 不測事態「急速減圧」から移行してきた場合、「水位計復旧」において最大許容炉心露出時間内に原子炉水位が判明しない場合、主蒸気管ドレン弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開鎖し、「満水注入」を行う。 不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が2弁も開放できない場合は、復水系、高圧炉心スプレイ系、低圧注水系、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、消火系又は制御棒駆動水圧系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けることにより原子炉の減圧を継続する。 	<p>【柏崎及び女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁はSA設備に開閉対応が可能であることから記載しない。 <p>【柏崎及び女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放可能な場合、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開鎖し、「満水注入」を行う。

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサプレッショングローブル圧力より原子炉圧力確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサプレッショングローブル圧力より原子炉圧力確認満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、他の代替確認方法にて満水を確認する。</p> <p>・他の代替確認方法によつても原子炉圧力容器満水が確認できかない場合には、主蒸気逃がし安全弁を8弁開とし、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系シブ）、ろ過水系）を起動し原子炉へ注水を継続する。</p> <p>・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100°C以下にする。</p>	<p>力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力確認最低圧力以上に維持する。</p> <p>・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開ととしても原子炉圧力をサプレッショングローブル圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、他の代替確認方法にて満水を確認する。</p> <p>・他の代替確認方法によつても原子炉圧力容器満水が確認できかない場合には、主蒸気逃がし安全弁を8弁開とし、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系シブ）、ろ過水系）を起動し原子炉へ注水を継続する。</p> <p>・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100°C以下にする。</p>	<p>・主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開とし、原子炉圧力よりサプレッショングローブル圧力の差圧を確認する。他の代替確認方法にて満水を確認する。</p> <p>・原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系シブ）、ろ過水系）を起動し原子炉へ注水を継続する。</p> <p>・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100°C以下にする。</p>	<p>【女川】 変更前は集約した記載としていたが、満水確認と、満水が確認できない場合の操作を分けて記載</p> <p>【柏崎及び女川】 運転操作で対応可能なので記載</p>

C. 水位計復旧

- ・原子炉圧力がサプレッショングローブル圧力より原子炉圧力確認満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。
- ・原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。
- ・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100°C以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。
- ・原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。
- ・最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。

【柏崎及び女川】
「B. 満水注入」操作で対応していることから記載箇所の変更

C. 水位計復旧

- ・原子炉圧力がサプレッショングローブル圧力より原子炉圧力確認満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。
- ・原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。
- ・原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。
- ・最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>表 1.5</p> <p>5. 電源制御</p> <p>(1) 交流／直流電源供給回復</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源及び直流電源の供給を回復し、維持する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、所内電源が喪失した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。 <p>(なし)</p> <p>A. 非常用ディーゼル発電機</p> <ul style="list-style-type: none"> 常用ディーゼル発電機の運転状況を隨時把握する。 原子炉制御機冷却海水系の運転状態に対応する原子炉制御機冷却海水系の運転状態を確認する。当該原子炉制御機冷却海水系の運転不可の場合は、常設代替交流電源設備を起動し、非常用ディーゼル発電機を停止する。 <p>B. 電源構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備の状況に応じ、代替所内電源設備を使用した電路を構成し、電源供給を回復させる。 <p>C. 給電</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備による電源供給を回復させる。 	<p>表 1.5</p> <p>5. 電源制御</p> <p>(1) 電源回復</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源および直流電源の供給を回復し、維持する。 <p>②導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」における、起動用変圧器から所内電源を受電した場合 原子炉制御「スクラム」において、「スクラム」に失敗した場合 非常用C母線またはD母線の電源が喪失した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。 <p>・非常用交流電源喪失が長期化する場合には常設1.25V直流電源および2.50V直流電源延命のため、直流負荷の切り離しを実施し、直流電源延命させる。</p> <p>・使用可能な設備を確認し、C、D母線の受電操作を行う。C、D母線の復旧が不可能な場合は、G母線の受電を行い、交流電源切替盤で切り替えを実施する。</p> <p>・直流電源喪失時は、常設代替直流電源（1.25V代替蓄電池および2.50V蓄電池）より受電する。常設代替直流電源からできない場合には、可搬型計測器にて中央制御室で計器毎に確認する。</p> <p>・非常用交流電源喪失が長期化する場合には常設代替蓄電池（1.25V代替蓄電池および2.50V蓄電池）の延命のため、負荷の切り離しを行う。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 非常用交流高压電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機の運転状態を確認する。 運転している非常用ディーゼル発電機に対応する原子炉制御機冷却海水系の運転状態を確認する。当該原子炉制御機冷却海水系の運転不可の場合は、常設代替交流電源設備を起動し、非常用ディーゼル発電機を停止する。 <p>・非常用ディーゼル発電機からの受電ができない場合、予備変圧器より受電する。予備変圧器からの受電ができない場合は常設代替交流電源設備より受電し、常設代替交流電源設備からの受電もできない場合は、号炉間等より受電する。</p> <p>・非常用交流高压電源母線2系統喪失となった場合、常設代替交流電源設備より受電する。</p> <p>・非常用交流高压電源母線2系統喪失となつた場合、常用交流高压電源設備から受電できず、常用交流高压電源母線が1系統である場合、直流250V充電器を受電した交流高压電源母線へ切り替える。</p>	<p>・スクラムリセット等の復旧操作をするためには、所内電源を受電後「スクラム」に移行するため。</p> <p>・運用の相違（女川は詳細に記載）</p> <p>③脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御「スクラム」において、「スクラム」に失敗した場合 非常用C母線またはD母線の電源が喪失した場合 <p>④基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機の起動状況を確認し、状況に応じて代替電源設備による給電を行う。 <p>・非常用交流電源喪失が長期化する場合には常設1.25V直流電源および2.50V直流電源延命のため、直流負荷の切り離しを実施し、直流電源延命させる。</p> <p>・使用可能な設備を確認し、C、D母線の受電操作を行う。C、D母線の復旧が不可能な場合は、G母線の受電を行い、交流電源切替盤で切り替えを実施する。</p> <p>・直流電源喪失時は、常設代替直流電源（1.25V代替蓄電池および2.50V蓄電池）より受電する。常設代替直流電源からできない場合には、可搬型計測器にて中央制御室で計器毎に確認する。</p> <p>・非常用交流電源喪失が長期化する場合には常設代替蓄電池（1.25V代替蓄電池および2.50V蓄電池）の延命のため、負荷の切り離しを行う。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 非常用ディーゼル発電機</p> <ul style="list-style-type: none"> 常用ディーゼル発電機の運転状況を確認する。 運転している非常用ディーゼル発電機に対応する原子炉制御機冷却海水系の運転状態を確認する。当該原子炉制御機冷却海水系の運転不可の場合は、常設代替交流電源設備を起動し、非常用ディーゼル発電機を停止する。 <p>・非常用ディーゼル発電機からの受電ができない場合、予備変圧器より受電する。予備変圧器からの受電ができない場合は常設代替交流電源設備より受電し、常設代替交流電源設備からの受電もできない場合は、号炉間等より受電する。</p> <p>・非常用交流高压電源母線2系統喪失となつた場合、常設代替交流電源設備より受電する。</p> <p>・非常用交流高压電源母線2系統喪失となつた場合、常用交流高压電源設備から受電できず、常用交流高压電源母線が1系統である場合、直流250V充電器を受電した交流高压電源母線へ切り替える。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

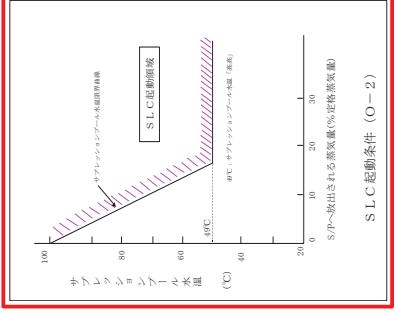
柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	
<ul style="list-style-type: none"> 全交流電源喪失となった場合は、代替熱交換器車接続の要請・準備、及び原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系を起動し原子炉圧力容器への注水を確保する。サブレッシュンブル圧力が 310 kPa 以上となつた場合は、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベントにより格納容器ペントを実施する。 	<p>E. 電源構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間電力融通設備のうち、使用可能な給電設備による電源供給を回復させる。 	<p>D. 直流電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替電源設備、可搬型代替直流電源設備、可搬型直流電源設備の状況を隨時把握する。

女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流高圧電源母線 2系統喪失となった場合であつて、2系統とも常設代替交流電源設備から受電できなかつた場合、直流动低圧注水系の系統構成、発電機水素ガス放出ならびに直流 250 V 電源確保および直流 125 V 電源確保を行うとともに、号炉間等からの受電を実施する。 非常用交流高圧電源母線の号炉間等からの受電ができないといった場合、可搬型代替交流電源設備より受電する。 給電設備容量に応じた設備復旧を行う。常設代替交流電源設備から受電している場合は、受電後 1 時間および 2.4 時間にて常設代替交流電源設備の負荷抑制を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違 (水位制御格納容器制御は並行して対応するので、電源回復の手順のみ記載)

B. 直流電源確保	
<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機および常設代替交流電源設備から直流電源 A 系および B 系への給電ができない場合、1 時間後および 8 時間後までに負荷の切り離しによる負荷抑制を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 女川は主な監視操作内容をより具体的に記載
<ul style="list-style-type: none"> 直流電源 A 系および B 系が喪失または枯渇した場合、常設代替直流電源設備より給電する。 	<ul style="list-style-type: none"> 直流電源 A 系および B 系が喪失または枯渇した場合は枯渇し、常設代替直流電源設備より給電する。
<ul style="list-style-type: none"> 直流電源 A 系および B 系が喪失または枯渇し、常設代替直流電源設備より給電している場合であつて、G 母線の受電ができない場合、8 時間後に負荷抑制を実施する。また、代替直流電源用切替盤への電源車接続を実施し、常設代替直流電源設備の充電器へ給電する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設備の相違（直流駆動低圧注水系ポンプの電源確保が必要）
<p>C. 直流 250 V 電源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電機水素ガスの放出の完了または、直流電源 A 系および B 系が喪失した場合は負荷抑制を実施する。 	

電源制御に関する、「③脱出条件」はない。

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
<p>参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：16ステップ (2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(3) サブレッジショーンブルへ放出される蒸気量・サブレーションブル水温変相関曲線：下図のとおり</p> 	<p>参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：02位置 (2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域モニタ）</p> <p>(3) サブレッジショーンブルへ放出される蒸気量・サブレーションブル</p>	<p>参考</p> <p>(1) 最大未臨界引抜位置：02位置 (2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3%（平均出力領域モニタ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中性子束振動発生を防止するためサブレッジショーンブル水温度によるほう酸水注入系を起動する手順を起動する手順でほう酸水注入系を起動することから、削除 	

- (3) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値：40%（平均出力領域モニタ）
- (4) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値：レベル1+1,000mm
- (5) 中性子束振動発生防止値：20%（平均出力領域モニタ）
- (3) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値：40%（平均出力領域モニタ）
- (4) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下下限値：レベル1+1,000mm
- (5) 中性子束振動発生防止値：20%（平均出力領域モニタ）

- ・記載方針の相違
 (本文の引用が
 ないため、女川

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
 下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由									
<p>(5) 原子炉水位インターロック：下表のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子炉水位インターロック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L-8 (1650mm)</td><td>T/D RFP (A, B) トリップ M/D RFP (A, B) トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF (B, C) 注入弁閉</td></tr> <tr> <td>L-3 (610mm)</td><td>PCIS作動 RIP (A, F, D, J) トリップ SGTS (A, B) 起動</td></tr> <tr> <td>L-2 (-590mm)</td><td>RCIC起動 RIP (B, E, H, C, G, K) トリップ CUN隔壁離 ART作動</td></tr> <tr> <td>L-1.5 (-2040mm)</td><td>MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF (B, C) 起動 D/G (B, C) 起動</td></tr> <tr> <td>L-1 (-2880mm)</td><td>LPFL (A, B, C) 起動 D/G (A) 起動 CANIS起動 SA-ADSタイミング作動許可 ADSタイミング作動許可</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) 「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：2弁 (7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：3弁</p> <p>(6) 「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：2弁 (7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：2弁</p> <p>(6) 「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：3弁 (7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：2弁</p> <p>・記載方針の相違 (本文の引用がないため、女川は記載しない。)</p> <p>・記載方針の相違 (本文の引用がないため、女川は記載しない。)</p> <p>・設備の相違</p>	原子炉水位インターロック		L-8 (1650mm)	T/D RFP (A, B) トリップ M/D RFP (A, B) トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF (B, C) 注入弁閉	L-3 (610mm)	PCIS作動 RIP (A, F, D, J) トリップ SGTS (A, B) 起動	L-2 (-590mm)	RCIC起動 RIP (B, E, H, C, G, K) トリップ CUN隔壁離 ART作動	L-1.5 (-2040mm)	MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF (B, C) 起動 D/G (B, C) 起動	L-1 (-2880mm)	LPFL (A, B, C) 起動 D/G (A) 起動 CANIS起動 SA-ADSタイミング作動許可 ADSタイミング作動許可
原子炉水位インターロック												
L-8 (1650mm)	T/D RFP (A, B) トリップ M/D RFP (A, B) トリップ RCIC自動停止 主タービントリップ HPCF (B, C) 注入弁閉											
L-3 (610mm)	PCIS作動 RIP (A, F, D, J) トリップ SGTS (A, B) 起動											
L-2 (-590mm)	RCIC起動 RIP (B, E, H, C, G, K) トリップ CUN隔壁離 ART作動											
L-1.5 (-2040mm)	MSIV全閉 MSドレン弁全閉 RCIC起動 HPCF (B, C) 起動 D/G (B, C) 起動											
L-1 (-2880mm)	LPFL (A, B, C) 起動 D/G (A) 起動 CANIS起動 SA-ADSタイミング作動許可 ADSタイミング作動許可											

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
 下線：旧条文からの変更点

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

女川原子力発電所 2号炉 変更前

(8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり

開いているSRVの個数	炉心冠水最低圧力(MPa)
3	5.77
4	4.31
5	3.42
6	2.83
7	2.41
8	2.10
9	1.86
10	1.67
11	1.50
12	1.38
13	1.26
14	1.16
15	1.08
16	1.00
17	0.95
18	0.89

ATWS+水位不明瞭の炉心冠水最低圧力

女川原子力発電所 2号炉 変更後

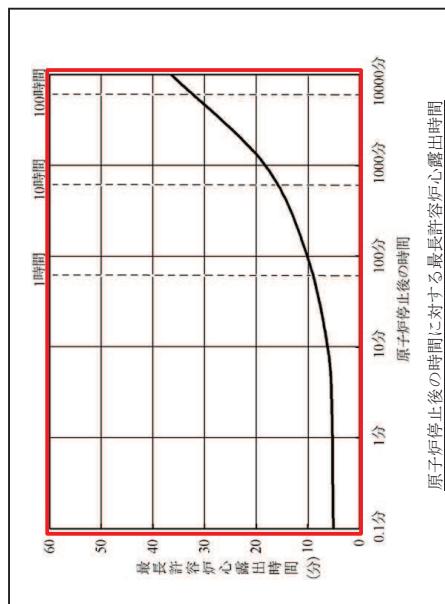
(7) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり

開いている主蒸気逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MPa[gage]	炉心冠水最低圧力 MPa[gage]
2	9.26	9.26
3	6.14	6.14
4	4.58	4.58
5	3.65	3.65
6	3.02	3.02
7	2.58	2.58
8	2.24	2.24
9	1.98	1.98
10	1.78	1.78
11	1.60	1.60

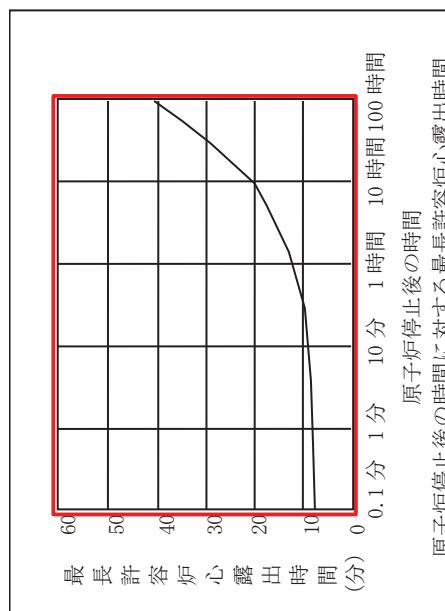
【柏崎】
 ・設備の相違

【女川】
 ・燃料型式の変更
 に伴う変更
 ・設備の相違

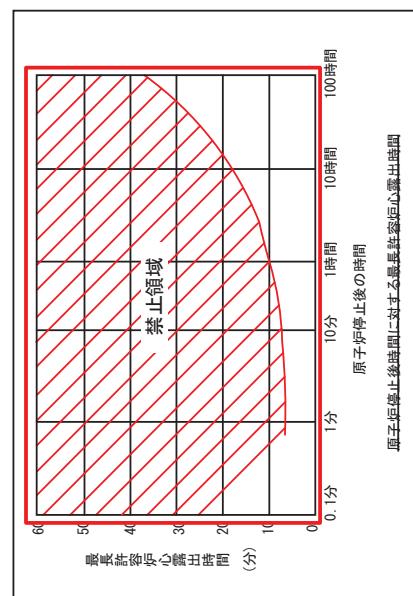
(8) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり



(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり



(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり



【柏崎】
 ・設備の相違

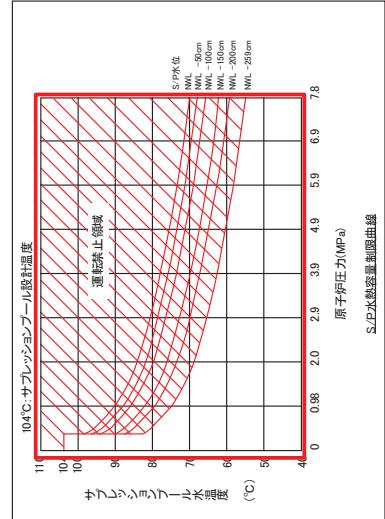
【柏崎】
 ・設備の相違

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違）
 下線：旧条文からの変更点

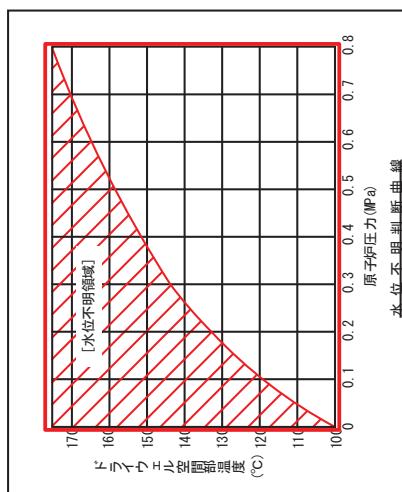
保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）

(10) サブレッシュショントール熱容量制限図：下図のとおり

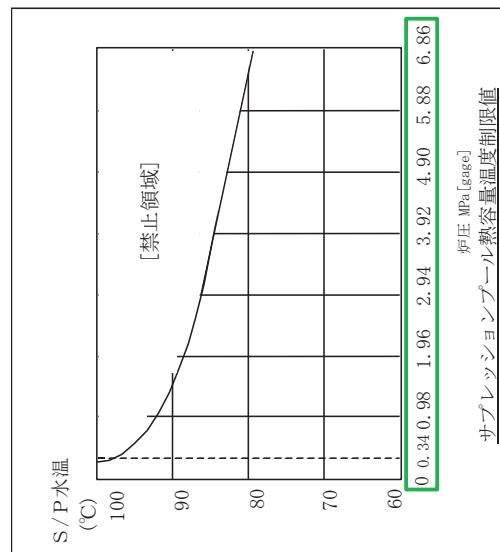


- (1.1) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：
0.8 MPa[gage]以下
- (1.2) 格納容器圧力制限値：0.279 MPa[gage]
- (1.3) ドライウェルスプレイ起動圧力：0.098 MPa[gage]
- (1.4) 「急速減圧」時必要最小弁数：2弁
- (1.5) 温度警報設定点：65°C
- (1.6) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90°C
- (1.7) 水位不明判断曲線：下図のとおり

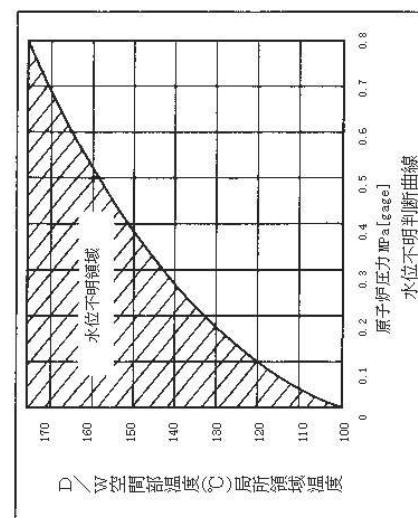


女川原子力発電所 2号炉 変更前

(10) サブレッシュショントール熱容量制限図：下図のとおり

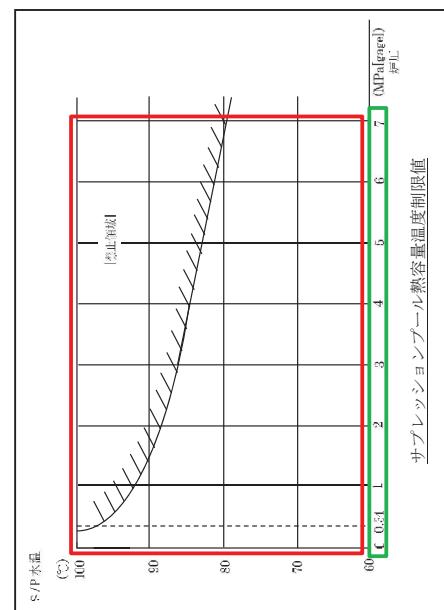


- (1.1) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：
1.04 MPa[gage]以下
- (1.2) 格納容器設計圧力：0.486 MPa[abs]
- (1.3) 「急速減圧」時必要最小弁数：2弁
- (1.4) 温度警報設定点：66°C
- (1.5) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90°C
- (1.6) 水位不明判断曲線：下図のとおり

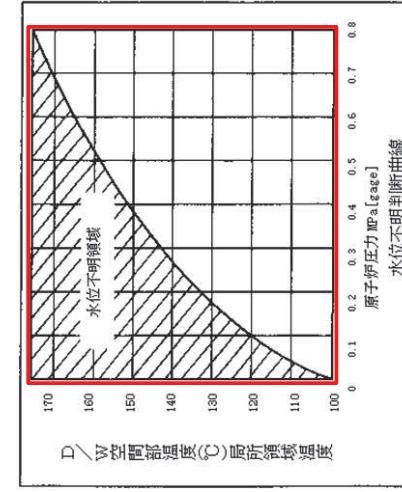


女川原子力発電所 2号炉 変更後

(9) サブレッシュショントール熱容量制限図：下図のとおり



- (1.1) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：
1.04 MPa[gage]以下
- (1.2) 格納容器設計圧力：0.486 MPa[abs]
- (1.3) 「急速減圧」時必要最小弁数：2弁
- (1.4) 温度警報設定点：66°C
- (1.5) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90°C
- (1.6) 水位不明判断曲線：下図のとおり



- 【柏崎】
・設備の相違
【女川】
・格納容器設計圧力：基準の明確化
・D/Wアライ起動圧力：運用の変更
・急速減圧時必要最小弁数：評価結果による変更
・温度警報設定点：記載の適正化

・記載方針の相違
(柏崎：通常運転時制限温度及
転換温度)

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
下線：旧条文からの変更点

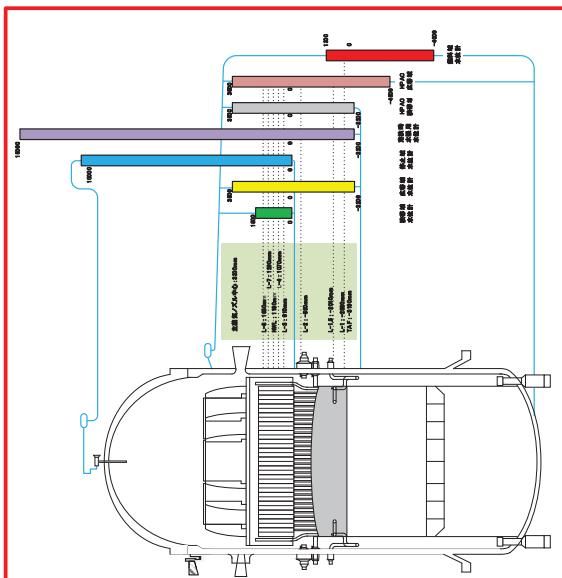
保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
(1.8) サプレッショントーピードライ起動温度：49°C	(1.7) スクラム制限温度：49°C (1.8) 温度高警報設定点(サプレッショントーピードライ空間部温度)：49°C	(1.7) 通常運転時制限温度(サプレッショントーピードライ水温)：32°C (1.8) スクラム制限温度：49°C (1.9) 温度高警報設定点(サプレッショントーピードライ空間部温度)：49°C	びスクラム制限温度は本文（第4.5条）に記載する所の両方に記載。 ・記載方針の相違（本文の引用がないため記載しない。） ・評価結果による見直し。
(1.9) サプレッショントーピードライ水位計測定上限：+140cm	(2.0) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：サプレッショントーピードライ底部より+5.49m 差等を考慮した値：+12.7m	(2.0) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差等を考慮した値：サプレッショントーピードライ底部より+5.50m	【柏崎】 ・設備の相違 【女川】 ・RCIC 排気管が露出しないレベルに変更
(2.0) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差等を考慮した値：+12.7m	(2.1) 格納容器ベント最高水位：サプレッショントーピードライ底部より+25.2m (2.2) 急速減圧へ移行するサプレッショントーピードライ水位：-127cm	(2.1) 格納容器ベント最高水位：サプレッショントーピードライ底部より+25.2m (2.2) 急速減圧へ移行するサプレッショントーピードライ水位：-40cm	・ABWR 特有の設定 ・ABWR 特有の設定
(2.1) ベント管凝縮限界値：-25.9cm	(2.3) 可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器器素圧気測定系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.2%	(2.3) 水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器器素圧気測定系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.2%	【柏崎】 ・設備の相違 【女川】 ・単位標記の相違
(2.2) 水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器器素圧気測定系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.4%	(2.4) ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり 温度・流量関係図（略） (2.5) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：0.106MPa[gage]	(2.4) ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり 温度・流量関係図（略） (2.5) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：0.206MPa[gage]	【柏崎】 ・設備の相違 【女川】 ・記載方針の相違 （本文の引用がないため、女川）
(2.3) 水素濃度及び酸素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器器素圧気測定系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.3%及び4.6%	(2.6) 「急速減圧」時必要弁数：6弁 (2.7) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.4MPa[gage] (2.8) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：3弁 (2.9) 原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：2弁	(2.6) 「急速減圧」時必要弁数：6弁 (2.7) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.6MPa[gage] (2.8) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：3弁 (2.9) 原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：1弁	(2.6) 「急速減圧」時必要弁数：8弁 (2.7) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.4MPa[gage] (2.8) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：3弁 (2.9) 原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：2弁

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
 下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (令和2年1月9日施行)	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由
(3.0) 原子炉圧力容器水位計測定範囲			は記載しない。 (3.0) 以降同様



赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
 下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）			女川原子力発電所 2号炉 変更前			女川原子力発電所 2号炉 変更後			差異理由		
(3.2) 原子炉水位制御ブレーキポイント											

(3.2) 原子炉水位制御ブレーキポイント

原子炉水位制御ブレーキポイント		
原子炉水位 (mm)	対象項目	意味
1650 (L-8)	主タービンドリップ 給水ポンプ停止 ROG自動停止 HPC停止・弁閉	ROG、HPCが水位低時で原子炉水位異常止上昇を防止し、タービン停止時のキャリアーホバーへの水が流入を防止する。
1260 (L-1) (NWL)	原子炉水高(NNW)	過度キャリーホバーへどちらないよと言報を発生。
1180	通常運転水位	運転中の過度水位
1070 (L-4)	原子炉水位低(NNW)	過度キャリーホバーへどちらないよと言報を発生。
610 (L-3)	原子炉スクラム POSC機能 SGTS起動	自動スクラム
-850 (L-2)	ROG自動 AWH動作 CWH動作	全冷不動時にROGが起動すれば、引いてROGを停止する。
-2540 (L-1.5)	DGUの起動 MSW開始 LPT起動	代用制御棒投入手順にてAWHを自動動作する。
-2380 (L-1)	D/GAW起動 ADSサイクル	原子炉水位異常低下した場合に、次系からの冷却材の漏出を防ぐするためMSWを起動することによりECCSの起動によりLOCA時ECCSが動作するのに瞬間的失速が十から、炉心が危機状態となり、CWH動作が発生する水位とされる。
-1190 (TAF) (BAF+5%)	希少燃焼部 燃料挿入-180	燃料挿入による十分な燃焼機能の喪失。
	燃料管理炉ヘアフレッシュ	燃料管理炉ヘアフレッシュ開始温度(815°C)

(3.3) 原子炉出力ブレーキポイント

原子炉出力ブレーキポイント		
出力 (MW)	対象項目	意味
120	APMMA高	自動スクラム
63	100%ドライアイの目視流量	両電動ポンプが最小流量コントロールしたときの現地表示出力
40	100%ドライアイの自然流量	両電動ポンプがドライアイ時の現地表示出力
35	TBWのキャビティ	TBW操作によって制御できる最大出力
15	APMMAセンサー高	ードスクリューフラグが起動するときのスクラム

(3.4) 格納容器圧力制御ブレーキポイント

格納容器圧力制御ブレーキポイント		
圧力 (kPa絶対)	対象項目	意味
990 (500KPa+abs)	POC閥系止止制限閥	POC閥系止止制限閥
400	中壩出水示計・ブロッカバル	緊急時対策を強化する。
310	POV最高使用圧力	ECCS起動圧力
279	POV止止制限閥	格納容器ブレーカーを実施し、格納容器を測定するとともに原子炉水位は止止を実施する。
250	設計基準放熱時最高圧力	
180 (20KPa+abs)	圧力制御・止止制限条件	急速昇圧へ航行する。
105	ECCS設計圧力	ECCSプロテクション止止時にトリップする。
100 (FCV系ラムチャート・デバイス基準圧力)		在圧止止が以上でないとECCSは操作不可能。
98		原子炉昇温が継続する場合、D/Wスクリューフラグを実施する。
13.7	スクリューフラグ	原子炉自動スクリューム、ECCS作動
8.5	AOD/D/W圧力高設定値	
5.2	過渡測定止止	
0.7	D/W圧力低設定値	

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
 下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川原子力発電所 2号炉 変更前	女川原子力発電所 2号炉 変更後	差異理由																																													
<p>(3.5) D/W温度制御ブレーキポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">D/W温度制御ブレーキポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (℃)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>171</td> <td>D/W待機温度</td> <td>水位不明判断曲線の確認</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>D/W圧力スラム実施時の基準温度 急速圧縮実施</td> <td>電子炉水温</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td>MSN用LS警報温度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>66 (局用温度)</td> <td>袖栓装置の端部設計温度 (SST/S-CO-ルフルフ化性能監視品)</td> <td>「DNC遮断自動」 「DNC遮断運動しても温度上昇が継続する場合、通常停止(DNC入口温度)」</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>D/W通常運転限界温度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3.6) S/P温度制御ブレーキポイント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">S/P温度制御ブレーキポイント</th> </tr> <tr> <th>温度 (℃)</th> <th>対象項目</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>104</td> <td>S/C高使用温度</td> <td>可能であれば水源を CSPへ切替える。</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>ECCS系の最高使用温度</td> <td>ECCS系の最高使用温度 CSPへ切替える。</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>LOCARS/P水温上限</td> <td>蒸気発生器からLOCA時ロードラン中のフル水温は77℃以下に保証する。</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>RDC水温限界値</td> <td>60℃以下に保証する。RDCのCOPは長期的に保証できないため、可能であります水源を CSPへ切替える。</td> </tr> <tr> <td>49 (空調部局温度)</td> <td>S/Pブレイズ點温度 高温待機運転中のS/P水温高温度</td> <td>空調部温度が上がりの場合、真空吸排弁バイパス等の異常発生の可能性があるため、S/Pブレイズを可能とする。フル水温77℃以下に保証するため、S/Pブレイズには電子炉制御事を明記してブレーク水温(46℃)下であるばよい。 手動スイッチムード、「滅灯」状態を開始する場合、S/P水温高温度を切替える。S/P外部を切替える。温度上昇抑制なら手動スイッチムード。</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>S/P過冷却限界温度</td> <td>S/P外部を切替える。温度上昇抑制なら手動スイッチムード。</td> </tr> </tbody> </table>	D/W温度制御ブレーキポイント			温度 (℃)	対象項目	意味	171	D/W待機温度	水位不明判断曲線の確認	103	D/W圧力スラム実施時の基準温度 急速圧縮実施	電子炉水温	90	MSN用LS警報温度		66 (局用温度)	袖栓装置の端部設計温度 (SST/S-CO-ルフルフ化性能監視品)	「DNC遮断自動」 「DNC遮断運動しても温度上昇が継続する場合、通常停止(DNC入口温度)」	51	D/W通常運転限界温度		S/P温度制御ブレーキポイント			温度 (℃)	対象項目	意味	104	S/C高使用温度	可能であれば水源を CSPへ切替える。	100	ECCS系の最高使用温度	ECCS系の最高使用温度 CSPへ切替える。	77	LOCARS/P水温上限	蒸気発生器からLOCA時ロードラン中のフル水温は77℃以下に保証する。	60	RDC水温限界値	60℃以下に保証する。RDCのCOPは長期的に保証できないため、可能であります水源を CSPへ切替える。	49 (空調部局温度)	S/Pブレイズ點温度 高温待機運転中のS/P水温高温度	空調部温度が上がりの場合、真空吸排弁バイパス等の異常発生の可能性があるため、S/Pブレイズを可能とする。フル水温77℃以下に保証するため、S/Pブレイズには電子炉制御事を明記してブレーク水温(46℃)下であるばよい。 手動スイッチムード、「滅灯」状態を開始する場合、S/P水温高温度を切替える。S/P外部を切替える。温度上昇抑制なら手動スイッチムード。	35	S/P過冷却限界温度	S/P外部を切替える。温度上昇抑制なら手動スイッチムード。			
D/W温度制御ブレーキポイント																																																
温度 (℃)	対象項目	意味																																														
171	D/W待機温度	水位不明判断曲線の確認																																														
103	D/W圧力スラム実施時の基準温度 急速圧縮実施	電子炉水温																																														
90	MSN用LS警報温度																																															
66 (局用温度)	袖栓装置の端部設計温度 (SST/S-CO-ルフルフ化性能監視品)	「DNC遮断自動」 「DNC遮断運動しても温度上昇が継続する場合、通常停止(DNC入口温度)」																																														
51	D/W通常運転限界温度																																															
S/P温度制御ブレーキポイント																																																
温度 (℃)	対象項目	意味																																														
104	S/C高使用温度	可能であれば水源を CSPへ切替える。																																														
100	ECCS系の最高使用温度	ECCS系の最高使用温度 CSPへ切替える。																																														
77	LOCARS/P水温上限	蒸気発生器からLOCA時ロードラン中のフル水温は77℃以下に保証する。																																														
60	RDC水温限界値	60℃以下に保証する。RDCのCOPは長期的に保証できないため、可能であります水源を CSPへ切替える。																																														
49 (空調部局温度)	S/Pブレイズ點温度 高温待機運転中のS/P水温高温度	空調部温度が上がりの場合、真空吸排弁バイパス等の異常発生の可能性があるため、S/Pブレイズを可能とする。フル水温77℃以下に保証するため、S/Pブレイズには電子炉制御事を明記してブレーク水温(46℃)下であるばよい。 手動スイッチムード、「滅灯」状態を開始する場合、S/P水温高温度を切替える。S/P外部を切替える。温度上昇抑制なら手動スイッチムード。																																														
35	S/P過冷却限界温度	S/P外部を切替える。温度上昇抑制なら手動スイッチムード。																																														

赤字：設備、運用等の相違（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更点

保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川原子力発電所 2号炉 変更前		女川原子力発電所 2号炉 変更後																																																																													
(3.7) S/P水位制御ブレーキポイント																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #FFCC00;"> <th>S/P底盤上高(m) (S/P水位基準)</th> <th>対象項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28.8</td> <td>D/Wブレーキノズル位置</td> <td>D/Wブレーキノズルは定期メンテナント時のみ操作可能である。</td> </tr> <tr> <td>27.2</td> <td>格納容器ベント位置</td> <td>格納容器外水位満水時の子母ドアを操作する。</td> </tr> <tr> <td>21.03</td> <td>CAMS D/W(H₂O-サーブリック)位置</td> <td>CAMS D/W(H₂O-サーブリック)でないレベル。</td> </tr> <tr> <td>22.9</td> <td>FCSO吸込み位置</td> <td>FCSOが使用できないレベル。</td> </tr> <tr> <td>22.2</td> <td>TAF</td> <td>原子炉外位圧隔壁のTAF。</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>S/Cブレーキノズル位置</td> <td>S/Cブレーキノズルは定期メンテナント時のみ操作可能である。</td> </tr> <tr> <td>18.4</td> <td>BAF</td> <td>原子炉外位圧隔壁のあるBAS。</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>AM灌S/P水位計最大表示</td> <td>この以上の水位がAM灌 S/C水位計指示は適用できない。</td> </tr> <tr> <td>17.4 (+10.0m)</td> <td>S/Cベンチ位置</td> <td>S/Cベンチが使用できないレベル。</td> </tr> <tr> <td>16.8 (+9.5m)</td> <td>CAMS S/C(H₂O-サーブリック)位置</td> <td>CAMS S/C(H₂O-サーブリック)でないレベル。</td> </tr> <tr> <td>14.35</td> <td>真空破壊弁位置</td> <td>圧力制限装置失失。</td> </tr> <tr> <td>14.0 (+9.5m)</td> <td>真空破壊弁直から作動圧を示した位置</td> <td>D/Wブレーキを発生する。</td> </tr> <tr> <td>13.15 (+8.1m)</td> <td>圧力容器底部</td> <td>原子炉外位圧隔壁のある圧力容器底部。</td> </tr> <tr> <td>12.7 (+8.5m)</td> <td>真空破壊弁直上 S/P水位基準</td> <td>急速遮止する。</td> </tr> <tr> <td>10.85 (+8.8m)</td> <td>FCSA(奥)位置</td> <td>FCSA(奥)が水没するレベル。</td> </tr> <tr> <td>9.7 (+8.5m)</td> <td>FCSB(奥)位置</td> <td>FCSB(奥)が水没するレベル。</td> </tr> <tr> <td>8.6 (+8m)</td> <td>リーンライン位置</td> <td>下部W-注入した水S/P-p原る。</td> </tr> <tr> <td>7.2 (+1.0m)</td> <td>通常運転水位基準 (保安機能・閲覧水位)</td> <td>RIP及びWCWを発し、D/Wブレーキを発動する。</td> </tr> <tr> <td>7.1 (+0.8m)</td> <td>通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)</td> <td>水位が昇る場合に影響を与える場合、手動スイッチ、蓋をする。</td> </tr> <tr> <td>7.05 (±0cm)</td> <td>通常運転水位</td> <td>通常運転水位。</td> </tr> <tr> <td>7 (-0.5m)</td> <td>通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)</td> <td>水位低下時の復元ができない場合、手動スイッチ、蓋をする。</td> </tr> <tr> <td>6.9 (+1.0m)</td> <td>通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)(10cm)</td> <td>急速遮止する。</td> </tr> <tr> <td>4.46 (-2.9cm)</td> <td>ペント管絶縁隔壁</td> <td>この水位以下になると、圧力制限装置失失。</td> </tr> <tr> <td>4.05 (-3.0cm)</td> <td>RCI増圧バージョン水位</td> <td>RCIが起動している場合は、S/C圧力が上がる。</td> </tr> <tr> <td>2.13 (-4.0cm)</td> <td>SRVクランチーナ水位</td> <td>SRVが動作している場合、CO(E)が昇る。</td> </tr> <tr> <td>2.05 (-5.0cm)</td> <td>ECOSP-1水位 過汲み制限値</td> <td>可能な限りECOSPを初期水位警報か、代用注水等によりUSPを監視。</td> </tr> </tbody> </table>	S/P底盤上高(m) (S/P水位基準)					対象項目	基準	28.8	D/Wブレーキノズル位置	D/Wブレーキノズルは定期メンテナント時のみ操作可能である。	27.2	格納容器ベント位置	格納容器外水位満水時の子母ドアを操作する。	21.03	CAMS D/W(H ₂ O-サーブリック)位置	CAMS D/W(H ₂ O-サーブリック)でないレベル。	22.9	FCSO吸込み位置	FCSOが使用できないレベル。	22.2	TAF	原子炉外位圧隔壁のTAF。	19	S/Cブレーキノズル位置	S/Cブレーキノズルは定期メンテナント時のみ操作可能である。	18.4	BAF	原子炉外位圧隔壁のあるBAS。	18	AM灌S/P水位計最大表示	この以上の水位がAM灌 S/C水位計指示は適用できない。	17.4 (+10.0m)	S/Cベンチ位置	S/Cベンチが使用できないレベル。	16.8 (+9.5m)	CAMS S/C(H ₂ O-サーブリック)位置	CAMS S/C(H ₂ O-サーブリック)でないレベル。	14.35	真空破壊弁位置	圧力制限装置失失。	14.0 (+9.5m)	真空破壊弁直から作動圧を示した位置	D/Wブレーキを発生する。	13.15 (+8.1m)	圧力容器底部	原子炉外位圧隔壁のある圧力容器底部。	12.7 (+8.5m)	真空破壊弁直上 S/P水位基準	急速遮止する。	10.85 (+8.8m)	FCSA(奥)位置	FCSA(奥)が水没するレベル。	9.7 (+8.5m)	FCSB(奥)位置	FCSB(奥)が水没するレベル。	8.6 (+8m)	リーンライン位置	下部W-注入した水S/P-p原る。	7.2 (+1.0m)	通常運転水位基準 (保安機能・閲覧水位)	RIP及びWCWを発し、D/Wブレーキを発動する。	7.1 (+0.8m)	通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)	水位が昇る場合に影響を与える場合、手動スイッチ、蓋をする。	7.05 (±0cm)	通常運転水位	通常運転水位。	7 (-0.5m)	通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)	水位低下時の復元ができない場合、手動スイッチ、蓋をする。	6.9 (+1.0m)	通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)(10cm)	急速遮止する。	4.46 (-2.9cm)	ペント管絶縁隔壁	この水位以下になると、圧力制限装置失失。	4.05 (-3.0cm)	RCI増圧バージョン水位	RCIが起動している場合は、S/C圧力が上がる。	2.13 (-4.0cm)	SRVクランチーナ水位
S/P底盤上高(m) (S/P水位基準)	対象項目	基準																																																																															
28.8	D/Wブレーキノズル位置	D/Wブレーキノズルは定期メンテナント時のみ操作可能である。																																																																															
27.2	格納容器ベント位置	格納容器外水位満水時の子母ドアを操作する。																																																																															
21.03	CAMS D/W(H ₂ O-サーブリック)位置	CAMS D/W(H ₂ O-サーブリック)でないレベル。																																																																															
22.9	FCSO吸込み位置	FCSOが使用できないレベル。																																																																															
22.2	TAF	原子炉外位圧隔壁のTAF。																																																																															
19	S/Cブレーキノズル位置	S/Cブレーキノズルは定期メンテナント時のみ操作可能である。																																																																															
18.4	BAF	原子炉外位圧隔壁のあるBAS。																																																																															
18	AM灌S/P水位計最大表示	この以上の水位がAM灌 S/C水位計指示は適用できない。																																																																															
17.4 (+10.0m)	S/Cベンチ位置	S/Cベンチが使用できないレベル。																																																																															
16.8 (+9.5m)	CAMS S/C(H ₂ O-サーブリック)位置	CAMS S/C(H ₂ O-サーブリック)でないレベル。																																																																															
14.35	真空破壊弁位置	圧力制限装置失失。																																																																															
14.0 (+9.5m)	真空破壊弁直から作動圧を示した位置	D/Wブレーキを発生する。																																																																															
13.15 (+8.1m)	圧力容器底部	原子炉外位圧隔壁のある圧力容器底部。																																																																															
12.7 (+8.5m)	真空破壊弁直上 S/P水位基準	急速遮止する。																																																																															
10.85 (+8.8m)	FCSA(奥)位置	FCSA(奥)が水没するレベル。																																																																															
9.7 (+8.5m)	FCSB(奥)位置	FCSB(奥)が水没するレベル。																																																																															
8.6 (+8m)	リーンライン位置	下部W-注入した水S/P-p原る。																																																																															
7.2 (+1.0m)	通常運転水位基準 (保安機能・閲覧水位)	RIP及びWCWを発し、D/Wブレーキを発動する。																																																																															
7.1 (+0.8m)	通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)	水位が昇る場合に影響を与える場合、手動スイッチ、蓋をする。																																																																															
7.05 (±0cm)	通常運転水位	通常運転水位。																																																																															
7 (-0.5m)	通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)	水位低下時の復元ができない場合、手動スイッチ、蓋をする。																																																																															
6.9 (+1.0m)	通常運転水位基準 (保安機能・閲覧)(10cm)	急速遮止する。																																																																															
4.46 (-2.9cm)	ペント管絶縁隔壁	この水位以下になると、圧力制限装置失失。																																																																															
4.05 (-3.0cm)	RCI増圧バージョン水位	RCIが起動している場合は、S/C圧力が上がる。																																																																															
2.13 (-4.0cm)	SRVクランチーナ水位	SRVが動作している場合、CO(E)が昇る。																																																																															
2.05 (-5.0cm)	ECOSP-1水位 過汲み制限値	可能な限りECOSPを初期水位警報か、代用注水等によりUSPを監視。																																																																															